



行政ガイドインデックス

暮らしと窓口	28	学ぶ・楽しむ	64
税金	34	助成・支援	72
子どものために	36	議会・選挙	73
お年寄りのために	40	施設ガイド	75
障がいを持つ方のために	44	防災ガイド	77
福祉・健康・医療	47		
生活・環境	52		

千歳市からの
大切なお知らせを
LINEで配信



「千歳市」を
友だち追加
してね!

ID: @cityofchitose

〈広告〉

JUKEN
- SINCE 1985 -

私たちは、家族の安全・安心、心地よさをデザインします。

住研ハウス株式会社
〒053-0052 苫小牧市新開町4丁目8番7号
Tel. **0144-57-5711**
<https://jukenhouse.co.jp>
建設業/(般-2)胆3240号
宅地建物取引業/胆振(10)第647号

新築・リフォーム・不動産のことなら
お気軽にご相談ください!

[千歳・恵庭営業所]
千歳市あずさ2丁目4番14号
TEL:0123-24-2700

暮らしと窓口

相談窓口一覧

相談内容	相談種別	連絡先	電話番号
行政サービスに関する要望、苦情など	行政相談委員	千歳市役所 広報広聴課 (本庁舎1階)	0123-24-0108
職場や日常生活における差別など、個人の権利の侵害について	人権擁護委員	千歳市役所 市民生活課 (第2庁舎2階)	0123-24-0551
地域の身近な家庭問題、子育てなどの悩みごと	民生委員 児童委員	千歳市役所 福祉課 (第2庁舎2階)	0123-24-0292
健康上の問題や離職などにより生活にお困りの方のあらゆる相談 生活の困りごと、法律の問題、相談先がわからないとき	生活支援員 市民相談員	千歳市役所 市民生活課 (第2庁舎2階)	0123-24-0894 0123-24-0194
悪質商法、訪問販売などの苦情や相談	消費生活相談員 (消費生活センター)	千歳市役所 市民生活課 (第2庁舎2階)	0123-24-0193
女性の心配ごとや悩み、男女関係のトラブル、配偶者の暴力など ひとり親家庭や寡婦の生活相談	女性相談員 母子・父子自立支援員	千歳市役所 こども家庭課 (第2庁舎1階)	0123-24-0559 0123-24-0328
18歳未満の子どもの養育などの相談	家庭児童相談員	千歳市役所 こども療育課 (総合福祉センター2階)	0123-24-0935
障がいのある子どもの通所サービス利用など発達支援の相談	相談支援専門員 (こども相談支援室)	千歳市役所 こども療育課 (総合福祉センター2階)	0123-24-0130
就学前の子どもの発達・心理・言語・身体など	児童発達相談員 (こども発達相談室)	千歳市役所 こども療育課 (総合福祉センター2階)	0123-24-0353
身体に障がいのある方の身近な困りごと	身体障害者相談員	千歳市役所 障がい者支援課 (第2庁舎1階)	0123-24-0327
知的障がいのある方の身近な困りごと	知的障害者相談員	千歳市役所 障がい者支援課 (第2庁舎1階)	0123-24-0327
障がいのある小中学生の就学相談	障がい児教育相談員	千歳市教育委員会 学校教育課 (第2庁舎2階)	0123-24-0160
小中学生の不登校やいじめなど	スクール ソーシャルワーカー	千歳市教育委員会 青少年課 (第2庁舎2階)	0123-27-4707
青少年の非行防止・健全育成	青少年指導センター 専門指導員	千歳市教育委員会 青少年課 (第2庁舎2階)	0123-24-0862
生活上のトラブルや心配・悩みごと	心配ごと相談員	千歳市社会福祉協議会	0123-27-2882
認知症、知的・精神障がいなどがある方の成年後見制度や日常生活自立支援制度の活用について	成年後見支援 センター相談員	千歳市社会福祉協議会	0123-27-2527
障がいのある方の福祉サービスや生活の困りごとなど	障がい者総合支援 センター chip	障がい者総合支援 センター chip (しあわせサポートセンター内)	0123-27-2210



公共施設等連絡先

	電話番号	住所
市役所	24-3131	東雲町2丁目34番地
向陽台支所	28-6131	若草4丁目13番地の1
東部支所	21-3131	東丘824番地の121
支笏湖支所	25-2004	支笏湖温泉3番地
環境センター	23-2110	美々758番193
総合福祉センター	24-3131 (内線611)	東雲町2丁目34番地
水道局	24-4132	東雲町3丁目2番地の5
市民病院	24-3000	北光2丁目1番1号
泉郷診療所	29-2181	泉郷78番地の10
支笏湖診療所	25-2241	支笏湖温泉3番地
休日夜間急病センター (ささえーる)	25-6131	東雲町1丁目8番地の1
消防本部	23-5312	東雲町4丁目1番地の7
富丘出張所	23-2415	富丘4丁目12番14号
向陽台出張所	28-3642	里美2丁目2番地の3
西出張所	27-4060	上長都964番地の8
支笏湖温泉出張所	25-2050	支笏湖温泉10番地
祝梅出張所	23-4981	流通3丁目1番地の14
防災学習交流センター (そなえーる)	26-9991	北信濃631番地の11
東雲会館	22-4260	東雲町1丁目10番地
末広会館	23-1946	末広8丁目6番5号
支笏湖市民センター	25-2622	支笏湖温泉3番地
青少年会館	23-1945	東雲町1丁目10番地
蘭越生活館	23-4964	新星1丁目3番7号

	電話番号	住所
労働会館	22-4679	東雲町3丁目1番地
北新コミュニティセンター	24-0331	新富2丁目1番21号
北信濃コミュニティセンター	24-9922	北信濃864番地の5
富丘コミュニティセンター	23-5028	富丘4丁目12番16号
鉄東コミュニティセンター	24-6151	青葉5丁目8番2号
千歳コミュニティセンター	24-3131 (内線611)	東雲町2丁目34番地 千歳市総合福祉センター内
泉沢向陽台 コミュニティセンター	28-4266	里美2丁目9番地の2
祝梅コミュニティセンター	23-4385	弥生2丁目7番10号
北桜コミュニティセンター	26-4151	北斗5丁目6番12号
花園コミュニティセンター	23-7708	花園4丁目2番5号
北コミュニティセンター	24-0908	釜加362番地の3
中央コミュニティセンター	29-2858	中央539番地の3
子育て総合支援センター	40-1717	花園4丁目3番1号
ちとせっこどもセンター	40-1717	花園4丁目3番1号
げんきっこどもセンター	26-2070	新富1丁目2番14号
認定こども園つばさ	24-9200	花園4丁目3番1号
認定こども園ひまわり	23-2894	新富2丁目4番60号
ひので児童館	24-3163	青葉5丁目8番8号
しなの児童館	22-2977	富士2丁目3番4号
ほくおう児童館	42-3743	北斗5丁目6番10号
しゅくばい児童館	27-3126	弥生2丁目7番4号
せいりゅう児童館	22-2560	清流2丁目4番2号
いずみさわ児童館	28-6110	柏陽2丁目2番地の1
ちとせっこ児童館	42-5551	花園4丁目3番1号 ちとせっこセンター内
ほくよう児童館	26-6789	勇舞3丁目4番1号

暮らしと窓口



〈広告〉

ご家族のご相談 子育てのご相談
発達のご相談 生活上の悩み相談

かうんせりんぐるうむ
かかし

代表カウンセラー／河岸由里子(臨床心理士)

●対象：幼児から大人まで
●料金：45分 5000円
●相談日時：月曜日～土曜日(10時～21時)

090-6446-4594 末広5-2-3 ササキビル3F303号
0123-22-3331

<http://kakashi.okoshi-yasu.com>

	電話番号	住所
希望が丘児童館	26-2060	新富1丁目2番14号 げんきっこセンター内
みどり台児童館	25-6891	みどり台北5丁目3番11号
埋蔵文化財センター	24-4210	長都42番地の1
学校給食センター	23-3591	流通3丁目1番地の11
公民館	23-2740	真町176番地の3
図書館	26-2131	真町2196番地の1
交通交園	24-8848	花園1丁目6番1号
千歳市民文化センター (北ガス文化ホール)	26-1151	北栄2丁目2番11号
市民ギャラリー	42-5214	千代田町5丁目7番地の1
市民活動交流センター (ミナクール)	24-0847	千代田町5丁目7番地の1 市民ギャラリー4階

	電話番号	住所
スポーツセンター (ダイナックスアリーナ)	22-1111	真町176番地の2
武道館	22-2100	あずさ1丁目3番1号
温水プール	49-7001	流通3丁目1番9号
市民球場	24-8994	泉沢868番地の22
青葉陸上競技場	23-8236	真町176番地の1
ピクニック広場管理棟	23-1216	泉沢868番地
市民スキー場	28-2673	泉沢1007番地の9
ふれあいセンター	24-7742	あずさ1丁目1番13号
青空公園スケートリンク	24-9436	あずさ1丁目1096番地
青葉水泳プール	24-8678	真町176番地の3
北栄水泳プール	22-6442	北栄1丁目10番3号
日の出水泳プール	22-6441	日の出2丁目6番3号
東水泳プール	21-3181	東丘824番地の30
未広水泳プール	22-6440	富丘2丁目6番3号
北斗水泳プール	22-8007	北斗5丁目1番1号
向陽台水泳プール	28-2494	若草5丁目3番地
信濃水泳プール	27-7398	信濃2丁目34番12号
駒里水泳プール	26-8550	駒里945番地
北陽水泳プール	42-0632	北陽3丁目9番1号



住民登録

問 市民課 市民係 ☎0123-24-0264

住民登録の届出

次の「必要なもの」をご用意のうえ、窓口にある「住民異動届」に記入し提出してください。

種類	届出期限	必要なもの
転入届	引越してきた日から14日以内(引越前には手続きできません)	・本人確認書類(※) ・転出証明書(前住所地で発行)
転居届	引越した日から14日以内(引越前には手続きできません)	・本人確認書類(※)
転出届	引越する前	・本人確認書類(※) ・引越先住所 ・引越予定日

(※)本人確認書類は、運転免許証やマイナンバーカードなどの顔写真付き書類以外の場合、2点以上が必要です。

▶ 関連する手続き

- ・マイナンバーカード
- ・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険
- ・児童手当、医療費助成(乳幼児、重度、障害、ひとり親など)
- ・水道、下水道の届出(水道局料金センター☎24-3253)

住民登録の証明

本人または同一世帯員以外の方が請求する場合は、必ず本人署名捺印の委任状をご持参ください。

手続方法 窓口で「住民票・戸籍証明書の交付申請書」に記入提出	必要なもの ・本人確認書類(※) ・交付手数料 【代理申請の場合】 ・委任状(要本人署名捺印) ・代理人の本人確認書類(※) ・交付手数料 ※第三者が請求する場合は、使用目的を確認できる関係書類 ※マイナンバーの記載されている住民票を代理人が申請する場合は、代理の方に直接交付できません。請求者本人の住所に郵送します。
--	---

(※)本人確認書類は、運転免許証やマイナンバーカードなどの顔写真付き書類以外の場合、2点以上が必要です。

印鑑登録

印鑑登録とは、特定の印鑑をあなた個人のものとして、公に立証するために住所地の役所に登録することです。

不動産登記、自動車登録などの手続きで印鑑証明書を請求される場合は、あらかじめ印鑑登録手続きが必要です。

▶ 登録・交付手数料

項目	手数料
印鑑登録手数料	新規交付の場合 は無料
印鑑登録証の亡失・毀損・汚損に伴う交付手数料	300円/1枚
印鑑証明書	300円/1枚

暮らしと窓口

(広告)



ガスも、電気も、省エネも。
エネルギーのことなら
北ガスへ

KITAGAS
北海道ガス株式会社千歳支店
〒066-0041
千歳市清水町1丁目1番地1
TEL 0123-26-8623
FAX 0123-26-8629



(広告)

印鑑・ゴム印・名刺・伝票
各種印刷物・挨拶状・はがき
ウェアプリント・名入ツール
看板・金プラチナ買取

全国300店舗の実績
はんこ屋21
はんこ屋さん21 千歳店

【営業時間】 平日 10:00~19:00
第2・4土曜日 10:00~15:00
【休業日】 第1・3・5土曜日、日曜日、祝日

ハンコの事ならおまかせください!!

千歳市千代田町5丁目2-6
TEL0123-27-8853
<https://hanko21-chitose.com/>



戸籍

戸籍の届出

市民課 市民係

項目	届出期限	届出人	届出地	必要なもの
出生届	赤ちゃんが生まれた日を含めて14日以内	次の順で届出ができます。 1.父または母 2.同居人 3.出産に立ち会った医師、助産師 4.その他の立会人	住所地、本籍地、出生地のいずれかの市区町村役場。 一時滞在地でも届出ができます。	1.届書(出生証明書添付のもの) 2.母子手帳
婚姻届	期限はありません。 適正に受理されれば届けた日からその効力が生じます。	夫と妻	夫と妻のどちらかの住所地、本籍地の市区町村役場。 一時滞在地でも届出ができます。	1.届書 2.届出人の本人確認書類(運転免許証など) 3.戸籍謄本(本籍地が千歳市以外の方のみ)
離婚届 【協議離婚】			夫と妻のどちらかの住所地、本籍地の市区町村役場。	1.届書 2.届出人の本人確認書類(運転免許証など) 3.戸籍謄本(本籍地が千歳市以外の方のみ)
離婚届 【調停離婚等】	調停等成立の場合 は確定日から10日以内。	離婚の訴えを提起した方	届出人の住所地、本籍地の市区町村役場。	1.届書 2.調停調書の謄本、または審判もしくは判決の謄本および確定証明書 3.戸籍謄本(本籍地が千歳市以外の方のみ)
転籍届	期限はありません。 適正に受理されれば届けた日から効力が生じます。	戸籍の筆頭者とその配偶者	住所地、本籍地の市区町村役場。	戸籍謄本(同一市町村内での転籍の場合のみ不要)
死亡届	死亡の事実を知った日を含めて7日以内	死亡者の同居の親族、同居していない親族、同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人などが届出できます。	住所地、本籍地、死亡地のいずれかの市区町村役場。	1.届出人の印鑑 2.届書(死亡診断書添付のもの)

※記載の金額は2022年10月以降のものです。

戸籍の証明

市民課 市民係

▶ 交付手数料

項目	手数料の金額	
戸籍の全部事項証明(謄本)・個人事項証明(抄本)	1通につき	450円
戸籍記載事項証明	1件につき	350円
改製原戸籍謄本・抄本	1通につき	750円
除籍の全部事項証明(謄本)・個人事項証明(抄本)	1通につき	750円
除籍戸籍記載事項証明	1通につき	350円
受理証明書	1通につき	350円
上質紙による受理証明書	1通につき	1,400円
戸籍の附票・除かれた戸籍の附票	1通につき	300円
身分証明書	1件につき	300円

国民年金

加入と手続き

市民課 年金係

新さっぽろ年金事務所 国民年金課

☎011-892-9316(国民年金への加入、納付相談等)

自動音声案内が流れますので、2番、次に2番を選択してください。

新さっぽろ年金事務所 お客様相談室

☎011-892-9313(年金給付に関する相談)

自動音声案内が流れますので、1番、次に2番を選択してください。

退職(厚生年金資格を喪失)したときや、配偶者の扶養から外れたときは、年金の手続きが必要となりますので、14日以内にお手続きを忘れずに行ってください。

区分	対象者	必要なもの
会社などを退職したとき	60歳前に退職された方	年金手帳、離職票など退職日のわかる書類
	配偶者で扶養されていた方	年金手帳、被扶養者でなくなったことのわかる書類

保険料

▶ 国民年金保険料

令和4年度 16,590円/月

令和5年度 16,520円/月

※保険料額は、毎年改定されます。

※第1号被保険者の方は、付加保険料(月400円)を支払うことにより、受け取る年金額が増えることとなります(200円×納付月数が老齢基礎年金額に上乘せとなる)。

▶ 国民年金保険料納付方法

現金納付	2年前納・1年前納・半年前納(割引額あり)
クレジット納付	毎月納付 口座振替は、現金納付やクレジット納付より割引額が大きいです。事前申込が必要となります。
口座振替	

▶ 国民年金保険料の免除

経済的理由などで保険料を納めることができない場合、申請して認められると保険料が免除(4段階あり)や猶予されます。免除や猶予の期間は、申請した年度の7月から翌年6月までとなっています。

給付の種類

▶ 国民年金給付の種類

老齢基礎年金	保険料納付済期間、免除期間、または合算対象期間を合わせて10年以上ある方が65歳に達したときに支給されます。
障害者基礎年金	国民年金被保険者期間中に病気やけがにより障害程度が1級・2級に該当となった場合、障害の等級によりそれぞれ支給額が算定され支給されることとなります。

遺族基礎年金	国民年金被保険者または、老齢基礎年金の資格期間を満たしていた方が死亡したとき、給付のための一定の支給要件を満たしているときは、その方の子(18歳未満または1・2級の障害のある20歳未満の子)のある妻または子に支給されます。
寡婦年金	老齢基礎年金の資格期間を満たしていた夫が、年金を受給しないで死亡した場合に、10年以上の婚姻期間があった妻に60歳から65歳になるまでの間支給されます。
死亡一時金	3年以上国民年金の保険料を納めた人が、年金を受けずに死亡したときに、その遺族に支給されます。

旅券(パスポート)

旅券(パスポート)の申請

市民課 市民係

▶ 千歳市役所で行う手続き

初めての申請や有効期間切れによって新たにパスポートをつくる時

氏名や本籍が変わり、記載事項を訂正するとき(記載事項変更)

パスポートを紛失または焼失したとき(届出受理)

▶ 申請できる方

千歳市に住民登録のある方	申請できます ※原則千歳市以外では申請できません
千歳市に住民登録のない方	申請できません ※住所登録地の市町村に問い合わせてください

▶ 申請・交付の窓口・開設日・時間・場所・必要なもの

申請・交付場所	千歳市役所第2庁舎1階 市民課市民係パスポート窓口(1番窓口)
窓口開設日	月～金曜日(土、日、祝祭日および年末年始を除く)
交付窓口開設時間	9時00分～17時00分 ※交付までに2週間程度かかります。
新規申請で必要なもの	1.一般旅券発給申請書 2.戸籍謄本 3.写真 4.申請者本人に間違いのないことを確認できる書類 5.前回取得した旅券
旅券の種類	10年(申請時満18歳以上)16,000円 5年 12歳以上…11,000円 12歳未満…6,000円 (12歳の誕生日前々日まで申請可) ※未成年の申請には親権者または後見人の署名が必要です。



暮らしと窓口

税金

問 税務課・納税課

市道民税(個人)

▶ 納税義務者

その年の1月1日現在に居住している個人にかかる税金です(1月2日以降に転出しても、その年度の市道民税は1月1日現在の居住地に納めることになります)。

▶ 納期

【普通徴収】年4回(6・8・10・12月の各月末)
 【給与からの特別徴収】翌月10日(給与から天引き)
 【公的年金からの特別徴収】支給月の翌月15日(年金から天引き)

法人市民税

▶ 納税義務者

市内に事業所・事務所等がある法人等が納める税金です。法人の規模(資本金・従業員数)に応じて納付する均等割と当該事業年度の法人税額により納付する法人税割があります。

▶ 納期

事業年度終了の日の翌日から2カ月以内

固定資産税

▶ 納税義務者

その年の1月1日現在で市内の土地・家屋・償却資産を所有している方にかかる税金です。

▶ 税額

国が定めた固定資産評価基準等に基づいて価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定し、1.4%を乗じた額が納税額です。

▶ 納期

年4回(5・7・9・11月の各月末)

都市計画税

▶ 納税義務者

その年の1月1日現在で市内の市街化区域内に土地・家屋を所有している方にかかる税金です。

▶ 税額

固定資産税において決定した価格をもとに、課税標準額を算定し、0.3%を乗じた額が納税額です。

▶ 納期

年4回(5・7・9・11月の各月末)

軽自動車税(種別割)

▶ 納税義務者

その年の4月1日現在で市内に主たる定置場所のある軽自動車等の所有者にかかる税金です。

▶ 納期

年1回(5月末)

(広告)

01

地域密着・地域最大級

時代の一步先を行くサポートを

02

税務×IT

IT・システム活用の専門部署が
課題解決をサポート

03

行政書士・社労士

パートナー企業との連携による
ワンストップ・トータルサポート

【あすか税理士法人】
 大通Testa
 北海道札幌市中央区大通西14丁目1番14号 NEO BLD.2F

大通Regalo 相続贈与相談オフィス
 北海道札幌市中央区大通西9丁目1番地1 キタコー大通公園ビル8階

千歳事務所
 北海道千歳市千代田町2丁目15番 MARU A BLDG. 2F
 電話番号:0123-40-1200

新さっぽろ事務所
 北海道札幌市厚別区上野幌1条2丁目4番3号

苫小牧事務所
 北海道苫小牧市緑町2丁目19番16号

【あすか行政書士法人】
 北海道札幌市厚別区上野幌1条2丁目4番3号

【あすか社会保険労務士法人】
 北海道千歳市千代田町2丁目15番 MARU A BLDG. 2F

あすか

税理士法人

▶ 登録・廃車等の申告

原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(農耕用トラクター等を含む)の場合

申告の種類	申告に必要なもの	
新規	購入	販売証明書、本人確認書類
	市外の人から譲渡	標識交付証明書または廃車証明書、譲渡を証明する書面、本人確認書類、(前登録市町村交付のナンバープレート)
	他市町村から転入	前登録市町村交付の標識交付証明書または廃車証明書、本人確認書類、(前登録市町村交付のナンバープレート)
変更	市内の人から譲渡	標識交付証明書、譲渡を証明する書面、本人確認書類
	市内で住所変更	標識交付証明書、新住所がわかるもの、本人確認書類
廃車	廃棄	
	市外の人に譲渡	標識、標識交付証明書、本人確認書類
	他市町村へ転入	
盗難	盗難届受理番号、届け出警察署名、届出日、標識交付証明書	

軽自動車(2輪の小型自動車、3輪、4輪)、125ccを超えるバイクの場合・申告場所

車種	手続き先
軽二輪車・二輪小型自動車(排気量125cc超のバイク)	北海道運輸局札幌運輸支局 札幌市東区北28条東1丁目 電話 050-5540-2001
三輪、四輪の軽自動車	札幌地区軽自動車協会 札幌市北区新川5条20丁目1-20 電話 011-768-3955

その他の税

市たばこ税	たばこの卸売業者が市内のたばこ小売店に売り渡した際、その本数により卸売業者等が納める税金です。
入湯税	鉱泉浴場での入湯客に対してかかる税金です。 1人日帰り50円、1泊150円

市税の納税について

▶ 口座振替のご案内

銀行等の預貯金口座から各納期の最終日(納期限)に自動的に振替納付する制度で、利用すると納め忘れがなく安心です。一度、手続きすると翌年度以降も自動継続されます。

利用できる金融機関

…北洋銀行、北海道銀行、北海道信用金庫、苫小牧信用金庫、北門信用金庫、遠軽信用金庫、北海道労働金庫、北央信用組合、道央農業協同組合の本支店及び出張所、ゆうちょ銀行又は郵便局

▶ 納税にお困りの場合

何か事情があり納期限までに納付できない場合や納税について何かわからないことがある場合にはご相談ください。

また、5月31日、12月28日、3月31日(土日祝日の場合はその前日)に夜間相談日として20時まで対応いたしますのでご利用ください。

市税に関する証明書と閲覧

▶ 証明の種類と手数料

市・道民税関係	手数料
所得・課税証明	年度別・1通 300円
児童手当用所得証明	無料
納税関係	手数料
納税証明	年度別・1通 300円
軽自動車税(種別割)(車検用)	無料
固定資産税関係	手数料
評価証明・公課証明	年度別・1通 300円
所有証明	年度別・1通 300円
家屋滅失証明	1棟 300円
住宅用家屋証明	1件 1,300円
名寄帳	年度別・1通200円
図面謄写(地番図等)	1枚 600円(A2)、300円(A3)
閲覧(土地台帳等)	1件 200円
その他	手数料
営業証明	1件 500円

国税・道税に関するお問合せ先

▶ 所得税、相続税、消費税などの国税の相談

札幌南税務署	札幌市豊平区月寒東1条5丁目3番4号	011-555-3900
--------	--------------------	--------------

▶ 自動車税、不動産取得税、事業税などの道税の相談

石狩振興局課税課	札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館5階	011-281-7938 (不動産取得税) 011-281-7936 (事業税)
札幌道税事務所	札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館2階	011-204-5084

子どものために

子どものために

妊娠・出産

▶ 母子健康手帳・妊産婦一般健康診査受診票の交付、専門職による面談

妊娠が判明したら届出が必要です。医療機関等を受診し、届出を市へ提出することで、手帳や受診票の交付が受けられます。

「母子健康手帳」は妊娠中の健康診査や出産の状況、子どもの健康診査の記録を医療機関や市町村が記載します。また、ご自身での記録欄や成長の様子なども自由に記録できます。千歳市では、お父さんにも活用していただける「父子健康手帳」も一緒に交付しております。万一、紛失や破損した場合は再交付できます。妊産婦健康診査の受診票もそれぞれ交付しています。

交付は専門職(保健師・助産師・看護師)が担当しています。それぞれのご家庭に合わせて、ご相談に応じています。また、今後の見通しをもてるよう妊娠期からのネウボラプランもご用意しています。

▶ こんにちは赤ちゃん訪問

生後4か月までの赤ちゃんがいるすべてのご家庭に、助産師や保健師が訪問し、赤ちゃんとお母さんの健康や育児についてお話をうかがいます。体重測定や今後の健康診査、予防接種など、乳児期からのネウボラプランをご用意しています。

▶ 産後ケア(訪問型・デイサービス型)

産後の心身のケアを必要とする方、育児のサポート等を必要とする方に、市が委託している開業助産師がケアを提供します。

■ 受付 妊娠32週(9カ月)から事前申請可

■ 対象 ※R5.8.1以降
産後1年未満(デイサービス型は産後4か月未満)

■ ケアの内容

母体の心身のケア、育児相談
授乳支援(乳房ケアを含む)、沐浴など

■ 実施方法

訪問型(2時間)
デイサービス型(4時間)

■ 1回の料金 ※R5.8.1以降

訪問型 700円(交通費別途)
デイサービス型 1,400円(食費別途)

■ 利用回数 訪問型・デイサービス型合わせて7回まで



ちとせ版ネウボラを利用しよう！

市では、子育てを一人で悩まずに小さなことでも気軽に相談できるように、「妊婦ネウボラ」と「こどもネウボラ」を開設しています。また、妊娠、出産、子育てに関する相談のほか、家庭ごとに支援プランの作成や子育てサービスのご案内をしています。



ネウボラとは？

フィンランド語で“ネウボ(neuvo) = アドバイス” “ラ(la) = 場所” という意味です。約70年前にフィンランドで発祥した制度で800以上の拠点があります。特別な教育を受けたネウボラナース(保健師・助産師)がこまめに話を聞き、母親と子どもを中心としながら家族全体を支援します。

5つの支援プラン



母子保健課の母子保健コーディネーター(保健師、助産師、看護師)がアンケートやアセスメントに基づき、5種類の支援プランを作成します。開催日程や予約方法などのご確認はこちらから

作成時期	支援プラン名称	支援プランの内容
妊娠期(妊娠届出時)	妊娠期支援プラン	妊娠健康診査、ママクラブ、体験パパクラブ、育児基礎講座、ネウボラ相談ほか
出産後(こんには赤ちゃん訪問時)	産後支援プラン	産後支援プラン、産後健診、産後ママ相談、産婦訪問、さわやか検診、子育て支援事業ほか
生後1か月～12か月(こんには赤ちゃん訪問時)	乳児期支援プラン	乳児健診、予防接種、赤ちゃん訪問、育児相談、子育てカウンセリングほか
生後1～6歳	幼児期支援プラン	幼児健診、予防接種、子育て支援センター、コンシェルジュ、子育て講座ほか
必要なときに	養育支援プラン	養育支援訪問、養育支援ヘルパー、家庭児童相談、女性相談、発達相談ほか

妊婦ネウボラ

対象 妊婦とその家族

母子健康手帳交付時

看護師や助産師、保健師がご家庭の状況に応じ、妊娠期の支援プランを作成し妊婦健診やさまざまなサポート等について説明します。妊婦さんの家族の方の相談にも応じています。

場所 千歳市総合保健センター

日程 週休日・祝日を除く平日

個別相談

助産師や保健師による個別の相談の場です。妊娠・出産・産後に関する相談に応じています。日々の不安や疑問点、今後の事など一人で悩まずに、お気軽にご利用ください。

場所 千歳市総合保健センター、子育て支援センター

日程 二次元コードよりご確認ください

出産後から子育て期まで

こどもネウボラ

対象 産婦・子どもとその家族

保健師や助産師、コンシェルジュによる個別の相談の場です。健康・育児に関する相談、子育てサービスのご案内、子育て支援プランの作成などを行います。どんな事でも話せる場になっていますので、一度足を運んでみてください。

場所 千歳市総合保健センター、子育て支援センター

日程 二次元コードよりご確認ください



子どものために

支援制度(手当・助成ほか)

こども家庭課・母子保健課・国保医療課・学校教育課

助成・手当

不育症治療費の助成	北海道からの不育症治療費助成を受けた方を対象に、北海道からの助成額を除く自己負担分に対して、助成を受けることができます。
新生児聴覚検査受診票の交付	新生児の聴覚に異常がないかを早期に発見するための検査費用の助成をします。母子健康手帳交付時、転入時に受診票を交付します。 【交付場所】千歳市総合保健センター(総合福祉センター1階) 閉庁時間を除く毎日、午前9時から午後5時
児童手当	中学校修了前までの児童を療育している方に支給されます。 支給額 【3歳未満(一律)】月額15,000円 【3歳以上小学校修了前】月額10,000円(第3子以降 月額15,000円) 【中学生(一律)】月額10,000円 ※児童の数は、18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間の児童の中で数えます。 ※所得制限により、特例給付(児童1人当たり月額5,000円)、不支給があります。
未熟児の養育医療給付制度	出生体重が2,000g以下など、医師により入院治療が必要であると診断された赤ちゃんを、指定医療機関で治療する際に、その医療費を給付する制度です。給付対象となる医療費は、医療保険を適用した後の自己負担額と食事代が対象です。(所得に応じて自己負担額が異なります)
子どもの医療費助成	【0歳～小学6年生】保険診療の自己負担額のうち、初診時一部負担金(医科580円、歯科510円)をご負担いただき、それ以外を助成します。 【中学校1年生～中学校3年生まで】入院のみ保険診療の自己負担のうち1割をご負担いただき、それ以外を助成します。(通院は助成対象になりません) ※【住民税非課税世帯の0歳～中学3年生】保険診療の自己負担額のうち、初診時一部負担金(医科580円、歯科510円)をご負担いただき、それ以外を助成します。なお、中学校1年生から中学校3年生までは、入院のみ助成対象となります。 ※所得制限により、対象とならない場合があります。
児童扶養手当	母子または父子家庭のひとり親、ひとり親である母親や父親に代わる児童の養育者のほか、児童を養育し配偶者が重度の障がいにある方で、所得が一定額未満の方に支給されます。 支給額 【全額支給(所得制限内の場合)】月額44,140円 【一部支給(所得に応じて)】月額10,410円～44,130円(10円きざみの額) ※子どもが2人目の場合は月額5,210円～10,420円、3人目以降は月額3,130円～6,250円が加算されます。



ひとり親家庭などの医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母と扶養されている18歳未満の子ども、父子家庭の父と扶養されている18歳未満の子どもを対象に助成します 両親がいない(死亡・行方不明など)18歳未満の子どもが他の家庭で扶養されている場合に助成します 子どもが18歳に達する年度の末日まで対象となります <p>【0歳～小学校6年生および住民税非課税世帯】保険診療の自己負担額のうち、初診時一部負担金(医科580円、歯科510円)をご負担いただき、それ以外を助成します。 【住民税課税世帯・中学校1年生以上】保険診療の自己負担額のうち、1割をご負担いただきそれ以外を助成します。母(父)は、入院のみ助成対象となります。 ※学生などの場合20歳に達する月の末日まで対象となりますが、該当する子どもが無職・無収入などの条件があります。 ※住民税非課税世帯→「主たる生計維持者」及び「世帯全員」が市道民税「非課税」である世帯 ※所得制限により、対象とならない場合があります。</p>
妊婦歯科健康診査受診票の交付	妊娠期間中1回分の歯科健診費用を助成いたします(無料)。市内の実施医療機関での受診となり、妊婦歯科健康診査受診票は母子健康手帳交付時に交付します。
特別児童扶養手当	身体や精神に障がいのある満20歳未満の児童を養育している方で、所得が一定額未満の方に支給されます。 支給額 【1級】月額53,700円 【2級】35,760円
ちとせ出産・子育て応援事業(国の出産・子育て応援給付金)	母子健康手帳交付(妊婦ネウボウ)の面談実施後、申請にて出産応援給付金(妊娠1回につき5万円給付)が受けられます。受診に関わる交通費等にご活用ください。 こんにちは赤ちゃん訪問の面談実施後、申請にて子育て応援給付金(こども一人につき5万円の給付)が受けられます。産後ケアや家事支援サービス、上の子の預かり等にご活用ください。
乳幼児紙おむつゴミ袋支給	千歳市に住所がある3歳未満の乳幼児を養育している世帯の経済的負担を軽減するため、年1回、紙おむつ用ゴミ袋を個別に配送しています。手続きは不要です。 【本基準日】 4月1日現在で3歳未満の乳幼児に対し、燃やせるゴミ用袋(20L)100枚を支給(当該年の4月2日から10月1日までの間に3歳に達する幼児には、50枚を支給) 【副基準日】 4月2日以降に出生または転入し、10月1日現在で3歳未満の乳幼児に対し、燃やせるゴミ袋(20L)50枚を支給

就学援助

市内の小学校・中学校に通う子どもの保護者で、経済的にお困りの方(年間の所得が一定額以下の方や、市民税が非課税の方など)に、学用品費や給食費などを援助しています。一部の費目は入学前に支給することが可能です。

千歳市の子育て支援センター

千歳市には、地域の親子が気軽に訪れ、一緒に遊んだり、交流したり、子育て相談ができる「子育て支援センター」が12施設あります。ぜひ一度遊びにいらしてください。

子育て複合施設 ちとせっこセンター

「ちとせっこ子どもセンター」、親子交流の場「つどいの広場」、「認定こども園つばさ」、「ちとせっこ学童クラブ」、「ちとせっこ児童館」が集約した複合施設。千歳市の子育て支援における中核施設です。

【場所】花園4丁目3-1
 【TEL】40-1717
 【時間】9時～17時30分
 【曜日】月～土曜日(祝日除く)※主に第1日曜日:休日開館
 【つどいの広場】9時30分～16時30分
 【子育て相談】9時～17時(TEL)40-1727
 【子育ての講座】子育て塾・あそびの広場・出前講座

子育て複合施設 げんきっこセンター

「げんきっこ子どもセンター」、親子交流の場「つどいの広場」、「希望が丘学童クラブ」、「希望が丘児童館」が集約した複合施設。センターの庭には大きな桜のシンボルツリーがあり、街中でも四季が感じられます。

【場所】新富1丁目2-14
 【TEL】26-2070
 【時間】9時～17時30分
 【曜日】月～土曜日(祝日除く)※主に第3日曜日:休日開館
 【つどいの広場】9時30分～16時30分
 【子育て相談】9時～17時(TEL)26-2080
 【子育ての講座】子育て塾・あそびの広場・出前講座

子育て複合施設 アリス子育て支援センター

アリス認定こども園に併設されている子育て支援センター。毎月お誕生会や各種子育て講座を実施しており、子どもたちの笑い声が絶えない施設です。

【場所】勇舞1丁目1-1
 【TEL】24-8341
 【時間】10時～15時
 【曜日】月～金曜日(祝日除く)

9つの児童館に併設 各児童館の子育て支援センター

0歳～18歳までのこどもが屋内で安全に遊ぶことができる児童館。ちとせっこ・げんきっこセンター内の児童館を含め全11か所ありますが、千歳の児童館は、就学前の親子が利用できる子育て支援センターとしての機能があります。

【つどいの広場】9時～12時
 【子育て相談】9時～12時
 【子育て情報コーナー】常設
 【子育て塾・親子行事】毎月1回

子育てコンシェルジュ

市では、子育てママやパパを支援するため、保育士等の資格を持つ「子育てコンシェルジュ」が活動しています。子育てに関する事でお悩みの方はお気軽にご相談ください。

相談場所

子育て支援施設「ちとせこセンター」と「げんきこセンター」の2か所で行っています。電話やメール、オンラインでの相談も受け付けています。
※家庭訪問や他事業の支援で、子育てコンシェルジュが不在のこともあります。

ちとせこセンター

場所 花園4丁目3-1 TEL 40-1727
受付時間 月～金曜 9:30～15:30

げんきこセンター

場所 新富1丁目2-14 TEL 26-2080
受付時間 月～金曜 9:30～15:30

子育てコンシェルジュ相談内容

- 子どもの健康面・発育などの相談先紹介
- 子育て支援メニューの紹介
- 教育・保育施設選び
- 一時預かり施設の紹介
- 児童手当の手続き方法
- 子育てサークルの紹介
- 子育て講座・イベント情報紹介
- 「保育の必要性」認定の手続き方法
- 放課後の居場所紹介 など

ほかにも、千歳市で安心して子育てしてもらえるように、さまざまなサポートをしています。

こどもの発達サポート

▶ 発達相談

こども発達相談室はぐ ☎24-0353(直通)
hattatusoudan@city.chitose.lg.jp

相談日 …月～金曜日(土曜・日曜・祝日はお休みです)

相談時間 …9:00～17:00

就学前の子どもの対象に発達に関する相談や保護者の悩みに寄り添った発達支援サポートを行っています。

- ・言葉が出てこない、発音が気になる
- ・落ち着きがない、物を投げる、人を叩く
- ・お友達と遊べない、人見知り・場所見知りをする
- ・子どもとのかかわり方、遊び方がわからない など

*料金はかかりません。

*事前に予約をお願いします。

▶ 障害児相談支援

こども相談支援室あーち ☎24-0130(直通)

相談支援専門員が、子どもや保護者の困りごと、心配ごとについて一緒に考え、利用可能な福祉サービス等の情報提供や通所支援を利用する際の計画作成などを行います。

相談日 …月～金曜日(土・日・祝日はお休みです)

相談時間 …9:00～17:00

▶ 障害児通所支援

こども療育課 療育給付係 ☎24-3131(内線642)

発達に心配があり、支援の必要性が認められる18歳未満の子どもの対象に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活に適應するための支援を行います。利用には、国の基準に基づく手続きや利用料の負担があります。申請書類等については、お問い合わせください。

利用の流れ

- ①相談・見学 障害児相談支援事業所などに相談し、事業所の支援内容の確認や事業所見学をする
- ②申請 こども療育課に申請書類等を提出する
- ③調査 子どもの心身の状況、家庭環境などについて聞き取り調査をします
- ④支給決定 支給の可否を決定し、通所受給者証を交付します
- ⑤利用 通所受給者証を持参して事業所と契約を結び利用を開始する



子どものために



お年寄りのために

高齢者向けサービス

	内容	対象
敬老祝金	敬老祝金の贈呈を行います。	9月15日現在で千歳市に住民登録があり、6か月以上居住している満100歳の方
千歳市福祉サービス利用券	市の指定を受けた事業者(バス、タクシー・ハイヤー、公衆浴場、温泉、理容・美容、はり、きゅう、あんま、マッサージ)で利用できる福祉サービス利用券を、支給要件に該当する方に郵送で配布します。	7月1日現在で千歳市に住民登録があり、市内に6か月以上居住している満75歳以上の市民税非課税者
緊急通報システム事業	身体虚弱で、突発的に生命に危険が発生する恐れがある一人暮らしの高齢者等を対象に、相談をしたい時や緊急時に連絡できる機器等を貸与します。	市内に居住する概ね65歳以上の高齢者等 ※設置の必要性を確認する調査があります。
除雪サービス事業	町内会やボランティア等が玄関前等の除雪を支援します。	一人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯等
家族介護用品支給助成事業	在宅で高齢者の介護をしている同居の親族に対し、紙おむつや清拭用品等が購入できる支給券を交付します。 ●助成額:月額8,000円	千歳市に住民登録があり、以下の要件をすべて満たす高齢者を在宅で介護している同居親族の方。 ●要介護者本人が非課税世帯に属していること ●要介護者本人が要介護4または5であること
訪問給食サービス事業	調理が困難な一人暮らしの高齢者、高齢者夫婦世帯を対象に、食事の配達と安否確認を行います。 ●利用者負担金:1食500円 ●配達対象:年末年始を除く毎日、昼食及び夕食	千歳市に住民登録があり、以下のすべてに該当する方。 ●おおむね65歳以上の者のみで構成される世帯及びこれに準ずる世帯に属する方。 ●身体機能の低下、傷病、心身の障害等により食事を調理することが困難な方。 ●施設等に入所しておらず、継続的な安否確認が必要と認められる方。 【問合せ】 社会福祉協議会新富ほっとす 42-3133
認知症高齢者等GPS機器購入費等助成事業	認知症高齢者等が行方不明となった際に早期発見できる取組として、GPS機器の購入またはレンタル費の初期費用を助成します。 ●上限額:10,000円	千歳市に住民登録があり、以下のすべてに該当する方。 ●40歳以上で千歳地域検索ネットワークに登録している方を介護する家族、親族またはこれに相当する方。 ●在宅で介護されている方。



お年寄りのために



	内容	対象
福祉機器をリサイクルし貸出す事業	福祉機器(車いす、特殊寝台等)を貸し出します。 ※洗浄消毒料等が必要な場合があります。	介護認定を受けていない高齢者等 【問合せ】 社会福祉協議会地域福祉課 27-2525
声かけ訪問サービス事業	安否確認のため、定期的に自宅を訪問します。	福祉・介護サービスを利用していない一人暮らしの高齢者等 【問合せ】 社会福祉協議会新富ほっとす 42-3133
自宅訪問による家事等の支援(ホームヘルプサービス)	家事の支援や病院の付添いなど日常生活における支援を有料で行います。	日常生活に不便のある高齢者等 ※利用には登録が必要です。 【問合せ】 社会福祉協議会新富ほっとす 42-3133
大掃除サービス事業	台所周りや換気扇、ガス台等、通常では困難な箇所の掃除を有料で行います。	日常生活に不便のある高齢者等 ※利用には登録が必要です。 【問合せ】 社会福祉協議会新富ほっとす 42-3133
ふとん丸洗いサービス事業	3枚1組で布団・毛布を預かり、クリーニングを有料で行います。	布団を干すことが困難な高齢者等 ※利用には登録が必要です。 【問合せ】 社会福祉協議会新富ほっとす 42-3133
日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用援助や金銭管理の手伝い等の援助を有料で行います。 ※生活保護世帯は無料です。	在宅で生活している高齢者等で、判断能力が十分ではない方 【問合せ】 成年後見支援センター 27-2527
暮らしのちょっと応援サービス(ヤマセミねっと)	ゴミ出しや掃除等の1回30分程度で終わるような日常生活のちょっとした困りごとを、地域の住民同士の助け合いで解決する住民参加型有償サービスです。	市内在住の高齢者・障がい者のみの世帯、介護をしている世帯、ひとり親世帯、乳児・幼児を子育て中の世帯 【問合せ】 社会福祉協議会地域福祉課 27-2525



お年寄りのために



高齢者向け施設

事業所名	住所	電話番号	施設タイプ
千歳市北区地域包括支援センター	千歳市北光2丁目1番1号 市立千歳市民病院内	0123-25-8180	地域包括支援センター
千歳市西区地域包括支援センター	千歳市新富1丁目3番5号 新富ほっとす内	0123-42-3131	
千歳市東区地域包括支援センター	千歳市流通3丁目3番地の16 祝梅ほっとす内	0123-40-6516	
千歳市向陽台区地域包括支援センター	千歳市若草4丁目13番地の1 向陽台支所内	0123-48-2848	
千歳市南区地域包括支援センター	千歳市大和4丁目2番1号 特別養護老人ホームやまとの里内	0123-22-5188	
ケアハウス千歳ふくろうの園	千歳市大和4丁目3番11	0123-40-1165	特定施設入居者生活介護
えみな うらら家	千歳市長都駅前5丁目1番10号	0123-23-2262	サービス付き高齢者向け住宅
ナーシングビル向陽台 A館	千歳市柏陽3丁目17番1号	0123-28-8017	
ナーシングビル向陽台 B館	千歳市柏陽3丁目17番3号	0123-28-8019	
パレットライフ ひまわり	千歳市北斗4丁目13番15号	0123-40-3050	
パレットライフ ひまわり クラリス館	千歳市桂木2丁目6番18号	0123-40-3050	
パレットライフ ひまわり ハルモニア館	千歳市清流2丁目14番5号	0123-40-3050	
サービス付き高齢者向け住宅 VIAREST千歳緑町	千歳市緑町1丁目3番22号	0123-25-6586	
生活空間 遊心館	千歳のみどり台北2丁目4番1号	0123-23-5890	有料老人ホーム
生活空間 みどり台	千歳のみどり台北2丁目4番6号	0123-40-6226	
くらしさ千歳	千歳市本町5丁目1502-1	0123-27-7313	
ナーシングホームゆうしんかん	千歳のみどり台北2丁目5番15号	0123-42-3058	
りんごハウス	千歳市春日町4丁目1番18号	0123-27-3303	
リビング向陽台	千歳市白樺2丁目1番1号	0123-28-6611	
共生型ケアホームやさしい介護ちとせ	千歳市大和2丁目3番7号	0123-25-3247	
共生型ケアホームやさしい介護ちとせ 幸福	千歳市幸福2丁目10番10号	0123-25-8244	
住宅型有料老人ホーム「あいある東雲」	千歳市東雲町5丁目5番地	0123-29-3361	
グループハウスぬくもりの家	千歳市住吉4丁目8番14号	0123-26-5886	



お年寄りのために



事業所名	住所	電話番号	施設タイプ
グループホーム里の家千歳	千歳市若草1丁目18番2	0123-28-5184	グループホーム (認知症対応型共同生活介護)
満快のふる郷さくら千歳	千歳市勇舞1丁目7番15号	0123-27-3987	
ふれあいの里 グループホームせせらぎの家	千歳市新星2丁目2番3号	0123-23-6151	
グループホームぬくもりの里	千歳市住吉4丁目8番14号	0123-26-5886	
グループホームひまわりの家	千歳市北斗4丁目14番4号	0123-40-3050	
グループホーム向陽台	千歳市白樺2丁目1番1号	0123-28-5888	
ふれあいの里 グループホームほくとの家	千歳市北斗1丁目19番14号	0123-23-7311	
グループホーム笑顔の郷	千歳市北斗4丁目5番6号	0123-26-5300	
グループホーム かつらぎ	千歳市桂木3丁目1-2	0123-22-6671	
ニチケアセンター千歳北陽	千歳市北陽1丁目11番8号	0123-27-7531	
グループホームゆうび	千歳市日の出1丁目1番31-6号	0123-23-0085	
グループホーム末広	千歳市末広3丁目8番7号	0123-21-8822	
グループホームあさひの家千歳	千歳市北陽5丁目4-8	0123-40-7707	
グループホームえみなゆうまいの家	千歳市勇舞7丁目10番12号	0123-25-9592	
ふれあいの里グループホームほっ虹	千歳市北光5丁目4番3号	0123-29-5617	
グループホーム幸福	千歳市幸福2丁目10番11号	0123-21-8422	
けあビジョンホーム千歳	千歳市里美1丁目1番地の20	0123-28-3030	
老人保健施設クリアコート千歳	千歳市桂木1丁目5番7号	0123-27-3232	介護老人保健施設
老人保健施設北星館	千歳市清流5丁目1番1号	0123-40-2525	
特別養護老人ホーム 千歳ふくろうの園Ⅰ・Ⅱ	千歳市大和4丁目2番4	0123-40-1144	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)
特別養護老人ホーム暢寿園	千歳市富丘2丁目7番5号	0123-24-7922	
特別養護老人ホームやまとの里	千歳市大和4丁目2番1号	0123-23-1228	



お年寄りのために



障がいを持つ方のために

心身に障がいを持つ方のために

心身の不自由な方が安心して暮らし続けることができるようまちづくりを進めています。各助成を受けるには、申請が必要となりますので各窓口でご相談ください。

障害者手帳の交付

	内容	対象
身体障害者手帳		身体機能に永続的な障がいがあると認定を受けた方
療育手帳	国や北海道、市等が行う各種福祉サービスを利用することができます。	18歳未満の方は児童相談所、18歳以上は心身障害者総合相談所の判定において知的障がいと認定を受けた方
精神障害者保健福祉手帳		精神障がいのため、日常生活や社会生活に制限があると認定を受けた方

障害福祉サービス利用までの流れ

障がい者支援課

▶ 1 相談・申請

サービスが必要な場合は障がい者支援課に相談・申請します。申請には、マイナンバーのわかるもの、障害者手帳、医療受給者証などが必要です。

▶ 2 認定調査・サービス等利用計画案の作成

現在の生活や障害の状況について調査が行われます。かかりつけのお医者さんに意見書を書いてもらいます。

サービス等利用計画案を作成します。計画案は相談支援事業所に作成を依頼、または自分で作成することができます。作成料は無料です。

▶ 3 審査・判定・サービス等利用計画案の提出

調査の結果をもとに千歳市障害支援区分認定審査会で審査・判定が行われ、どのくらいサービスが必要な状況か(障害支援区分)が決められます。

2で作成したサービス等利用計画案を提出します。

▶ 4 認定・支給決定・通知

障害支援区分が記載された通知が届きます。3で提出されたサービス等利用計画案をもとに、サービスの支給量などが決まり、通知され、受給者証が交付されます。

▶ 5 サービス利用

サービスの提供を受ける事業所と契約を結び、サービスの利用を開始します。



障がいを持つ方のために

(広告)

障がい者支援施設 いずみ	〒066-0004 千歳市泉郷403番地9 TEL(0123)29-2023 FAX(0123)29-2002	やさしさと 温もりのある、 支援の実践。	
多機能型事業所 いずみワークセンター	〒066-0081 千歳市清流2丁目4番4号 TEL(0123)42-8113 FAX(0123)42-6235		
障がい児通所支援事業多機能型事業所 ぱすてる	〒066-0033 千歳市北光6丁目4番10号 TEL(0123)27-2131 FAX(0123)27-2132		
地域総合支援センター いずみの杜・春日	〒066-0065 千歳市春日町3丁目5番1号		
障がい者支援センター キラリ	TEL(0123)22-2179 FAX(0123)25-3778		
ひかる	TEL(0123)25-8027 FAX(0123)25-3778		
共同生活援助事業所 いずみ寮	TEL(0123)26-6566 FAX(0123)25-6831		
就労推進室 やませみ	TEL(0123)25-3990 FAX(0123)25-3991		
社会福祉法人 千歳いずみ学園	〒066-0004 千歳市泉郷403番地9 TEL 0123-29-2023 FAX 0123-29-2002 ホームページ https://izumigakuen.or.jp	理事長 今村静男	

医療給付

障がい者支援課・国保医療課

	内容	対象	実施主体申請先
重度心身障害者医療費助成	保険診療にかかる医療費を助成します。	身体障害者手帳1・2級および3級の内部障害所持者、重度の知的障害者(療育手帳所持者)、精神障害者手帳1級所持者 ※65歳以上になられた方は、後期高齢者医療制度に加入された方が対象になります。	国保医療課
自立支援医療(更生医療)	人工透析、人工関節置換術、ペースメーカー植え込み術等の医療費を助成します。	身体障害者手帳を有する方で、日常生活能力、職業能力を回復・改善される見込みのある方	障がい者支援課
自立支援医療(育成医療)	人工透析、先天性耳奇形、口蓋裂、ペースメーカー植え込み術等の医療費を助成します。	障害児(障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む。)で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる18歳未満の者	障がい者支援課
自立支援医療(精神通院)	通院のための医療費を助成します。	精神疾患(てんかんを含む)で、通院による精神医療を続ける必要がある病状の方	障がい者支援課

各種手当、助成など

障がい者支援課

	内容	対象	実施主体申請先
補装具の給付・修理	補聴器、義手、義足、車椅子等、補装具の購入や修理にかかる費用を助成します。	身体障がい者及び難病患者等の方	障がい者支援課
日常生活用具の給付・貸付	ストマ用装具、紙おむつ、人工咽頭等の日常生活用具を給付します。	身体障害者手帳の交付を受けている方等	障がい者支援課
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	円滑なコミュニケーション支援として手話通訳者・要約筆記者を派遣します。利用料無料	聴覚に障がいがあるが意思疎通が困難な方	千歳市社会福祉協議会
移送介助サービス	レクリエーション等、社会参加のための外出時における移動手段として、福祉車両による移送介助サービスを提供します。利用料無料・回数上限あり・市内限定	身体障がい者手帳の交付を受けられ、常に車いす又はストレッチャーを必要とし、外出の際の移動手段の確保が難しい方	千歳市社会福祉協議会
身体障害者運転免許取得費補助	運転免許所得に要する経費を助成します。補助額10万3,000円以内	身障手帳4級以上の方、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	障がい者支援課
自動車改造費助成	操向装置および騒動装置等の改造に係る費用を助成します。補助額10万円以内	重度の肢体不自由者が就労のため自ら所有し、運転する方	障がい者支援課
障害児福祉手当	20歳未満で、日常生活に常時介護を必要とする在宅の方に支給されます。	別に定める重度の障がいがある方 ※施設に入所されていない方 ※障害を事由とする公的年金を受給されていない方	障がい者支援課
特別障害者手当	20歳以上で、日常生活に常時介護を必要とする在宅の方に支給されます。	別に定める重度の障がいがある方 ※施設に入所していない方、3か月以上入院されていない方	障がい者支援課
精神障害者通所交通費助成	公共交通機関を利用して地域活動支援センター等に通所する場合、交通費の一部を助成します。ただし、他の助成制度により交通費の支給を受けている場合は対象外となります。	精神障害者保健福祉手帳所持し、地域活動支援センター等に通所している方	障がい者支援課
自動車税の免税	障害の等級・使用状況により、自動車税の免除を受けることができます。	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	北海道
軽自動車税の免税	障害の等級・使用状況により、軽自動車税の免除を受けることができます。	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	税務課
所得税の控除	所得税課税の際、控除を受けることができます。	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	税務署または勤務先
住民税の控除	住民税課税の際、控除を受けることができます。	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	税務課



障がいを持つ方のために

	内容	対象	実施主体申請先
有料道路の通行料金の割引	申請により通行料金が定額の50%割引になります。	第2種の身体障害者手帳の交付を受け、本人運転可能な方(療育手帳B判定の交付を受けている方除く)又は第1種の身体障害者手帳・療育手帳A判定の交付を受けている重度障がい者の方	申請:障がい者支援課 実施:有料道路の事業者
NHK放送受信料の減免	全額免除…世帯構成員全員が市町村民税非課税 半額免除…視聴覚障害者または1・2級の身体障害者、療育手帳A級、精神手帳1級の方で対象者が世帯主(受信契約者)の場合		申請:障がい者支援課 実施:NHK
心身障害者扶養共済	心身に障害を持つ方のいる家庭が任意で加入できる共済です。 扶養義務者死亡の場合 1口加入 月額2万円支給 2口加入 月額4万円支給	身障者1~3級 療育手帳を受けている方 精神または永続的に障がいがある方で上記に掲げると同程度と認められる方	北海道
タクシー利用料金割引制度	乗車時に手帳を提示すると、定額の10%割引になります。	身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方	タクシー事業者(一部)
バス運賃の割引	下車時に手帳を提示すると、定額の50%割引になります。(条件あり)	身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方	バス事業者
JR運賃の割引	JR各駅購入窓口で手帳を提示すると、運賃の割引になります。(条件あり)	身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方	鉄道事業者
航空運賃の割引	航空会社により異なります。詳しくは、直接航空会社	お問い合わせください。	航空事業者
駐車禁止除外指定車標章	診療等を受ける場合、自家営業等の用務の場合指定駐車禁止場所の駐車が可能になります。	視覚障がい 1級~4級の1 聴覚障がい 2級~3級 平衡・下肢・体幹機能障がい 1級~5級 上肢機能障がい 1級~2級の2 運動機能障がいによる上肢機能障がい(一上肢のみに障がいがある場合を除く) 1級~2級 運動機能障がいによる移動機能障がい 1級~5級 内部障がい 1級~3級 療育手帳 A判定 精神保健福祉手帳 1級	警察
携帯電話基本使用料等の割引	基本使用料の割引・各種サービス使用料の割引がうけられます。	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	携帯電話事業者

各種相談

▶ 千歳市障がい者総合支援センターChip(ちっぷ)

東雲町1丁目11番地 千歳市しあわせサポートセンター内
☎27-2210

▶ 千歳地域生活支援センター

清水町4丁目15番1号 サンフラワーマンション1階
☎40-6323

▶ 計画相談つむぎ

桂木1丁目1番9号 ☎21-8684

▶ 計画相談 青空

信濃1丁目7番18号 ☎080-7536-9565

▶ 千歳市障がい者相談支援センターゆうしんかん

北陽4丁目11-8 ☎42-3058

▶ 相談支援事業所らいと

清流2丁目4-4 ☎29-4783

相談員種別	氏名	連絡先住所	電話番号
身体障害者相談員	菊池 悦子	東郊2丁目12番 1-902号 ピースオブマインド東郊	22-4366
	古田 聖	北斗5丁目3番7号	40-7530
	佐藤 佳子	新富1丁目1番 24-106号 Pace新富	090-1520-1455
	白木 諭	栄町3丁目14番地の1	22-5613
知的障害者相談員	青木 繁雄	錦町4丁目30番地の15	24-3645

※記載の金額は2022年10月以降のものであります。

生活の支援

問 福祉課

項目	内容
生活保護	一定の基準に従って最低限度の生活を保障し、自立に向けて援助する制度です。生活、住宅、義務教育、医療、出産、生業、葬祭などの費用への援助があります。
民生委員児童委員、主任児童委員	生活に困っている人、児童・心身障害者、お年寄り、ひとり親家庭などの悩み事の相談や、各種専門機関への橋渡しを行います。
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者等の相談に応じるとともに、生活保護を含め必要なサービスへの提供につなげていきます。住居確保給付金、就労準備支援(引きこもりの方への就労支援)、家計改善支援、生活困窮世帯への子どもの学習支援も行っております。

▶ 成年後見制度に関する相談窓口

名称	所在地	電話番号
千歳市成年後見支援センター	千歳市東雲町1丁目11 千歳市社会福祉協議会内	27-2527

健康診査、がん検診等

問 保健福祉部 市民健康課

生活習慣病やがん等の予防・早期発見のため各種健診(検診)を実施しています。

▶ 健康診査

種別	対象者 (令和6年3月31日時点での年齢)	検査内容	料金	受診方法	
				集団	個別
国保特定健診	千歳市国民健康保険加入で、40歳から74歳までの方	身体計測・血圧測定・尿検査・診察・心電図検査・眼底検査・血液検査 (血糖・肝機能・腎機能・中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール・貧血検査等)	40歳から64歳まで 1,000円 65歳から74歳まで 500円	○	○
はつらつ健診	後期高齢者医療制度に加入されている方		無料	○	
さわやか健診	19歳から39歳までの方(令和5年度より札幌がん検診センターでの受診も可能となります)		1,000円	○	
いきいき健診	生活保護受給者で、40歳以上の方		無料	○	



▶ がん検診

種別	対象者 (令和6年3月31日時点での年齢)	検査内容	料金※ ()内は、千歳市国民健康保険加入者の料金です。	受診方法	
				集団	個別
胃がん検診 (胃バリウム)	●40歳以上の方 ●50歳以上の方で、令和4年度に胃カメラ検査を受診していない方	胃バリウム検査	集団 1,500円(500円) 個別 2,700円(1,700円)	○	○
胃がん検診 (胃カメラ)	50歳以上の奇数月生まれの方	胃カメラ検査	3,700円(2,700円)		○
肺がん・結核検診	40歳以上の方	レントゲン検査	500円(100円)	○	○
大腸がん検診	40歳以上の方	便潜血検査(2日分)	1,000円(300円)	○	○
子宮頸がん検診	20歳以上の奇数月生まれの女性の方	細胞診	20歳から29歳まで 2,000円 30歳以上 2,000円(800円)	○	○
乳がん検診	40歳以上の奇数月生まれの女性の方	マンモグラフィ	2,000円(1,300円)	○	○
前立腺がん検診	50歳以上の男性の方	血液検査	1,000円(300円)	○	

※後期高齢の方は健診・がん検診ともに無料です。

▶ その他の検診

肝炎ウイルス検診、エキノコックス症検診、脳ドック検診、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診を行っています。

- 検査・治療中の方は、受診できない健診(検診)もあります。申込みの際にご確認ください。
- 実施場所は、集団健診(検診)は千歳市総合保健センター、または札幌がん検診センター(バス送迎あり)、個別健診(検診)は市内指定医療機関になります。詳細につきましては下記までお問合せください。

健診のお問合せ・申込先 健診申込専用ダイヤル0123-24-0617

(土日祝日を除く平日午前8時45分から午後5時15分まで)



国民健康保険制度

国民健康保険制度は、万が一病気になったりケガをしたときに、経済的負担を軽くし、安心して医療が受けられるための相互扶助の制度です。

手続き

国保の加入・脱退の手続き
 国保医療課 国保料係
 ☎0123-24-0279
 各種給付手続き
 国保医療課 国保給付係
 ☎0123-24-0274

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保に入る時	他の市町村から転入してきたとき	他の市町村の転出証明書
	職場の健康保険を止めたとき 職場の健康保険の扶養からはずれたとき	職場の健康保険を止めた証明書
	子どもが生まれたとき	—
国保をやめるとき	生活保護を受けなくなったとき 他の市町村へ転出するとき	保護廃止決定通知 保険証(※)
	職場の健康保険に入ったとき 職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険の保険証(後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証(※)
	生活保護を受けるようになったとき	保険証(国保加入者全員分)、保護開始決定通知書
その他	市内で住所が変わったとき 世帯主や氏名が変わったとき 世帯を分けたり、一緒にしたとき	保険証(国保加入者全員分)
	就学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書
	保険証をなくしたとき(または汚れて使えなくなったとき)	本人であることを証明するもの(運転免許証、マイナンバーカードなど本人確認書類)

(※)世帯主の変更がある場合、国保加入者全員分の保険証が必要です。

医療費

項目	内容
病気やけがをしたとき	●義務教育就学前(2割負担) ●義務教育就学以上70歳未満(3割負担) ●70歳以上75歳未満(2割負担) (現役並み所得者は3割負担)
入院したときの食事代	食事代自己負担額は1食460円となっていますが、市民税非課税世帯に属する方は限度額適用・標準負担額減額認定等の申請を行うことにより食事代自己負担額が減額となります。
出産育児一時金(直接支払制度)	国保の加入者が出産したときに50万円が支給されます。妊娠85日以降であれば、死産・流産でも支給されます。
出産育児一時金(受取代理)	事前に申請することにより、医療機関を受取代理として国民健康保険から支給される50万円を上限に世帯主に代わり医療機関が受け取ることができるものです。
加入者が死亡したとき	葬祭費として国民健康保険から葬儀執行者(喪主)に3万円が支給されます。

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度とは、75歳以上の方(一定の障がいがある方は65歳以上)が、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医療給付を受ける制度です。

手続き

国保医療課 医療助成係
 ☎0123-24-0289
 北海道後期高齢者医療広域連合
 ☎011-290-5601

▶ 加入脱退等の手続き

	こんなとき	手続きに必要なもの
後期高齢者加入	他の市町村から転入してきたとき	負担区分証明書(道外からの転入者のみ)
	65歳以上で一定程度の障がい状態にあるとき	保険証、身体障害者手帳等
後期高齢者脱退	他の市町村へ転出するとき	後期高齢者医療被保険者証
	被保険者が死亡したとき	後期高齢者医療被保険者証、代表相続人の方の通帳、印鑑

医療費

国保医療課 医療助成係
 ☎0123-24-0289
 北海道後期高齢者医療広域連合
 ☎011-290-5601

▶ 入院したときの食事代

食事代自己負担額は1食460円となっていますが、市民税非課税世帯に属する方は限度額適用・標準負担額減額認定申請することにより食事代自己負担額が減額となります。

▶ 被保険者が死亡したとき

葬祭費として北海道後期高齢者医療広域連合から葬儀執行者(喪主)に3万円が支給されます。



介護保険制度

介護保険制度は、40歳以上の皆さまが加入者(被保険者)となって保険料を納め、寝たきりや認知症などにより介護が必要となったときに、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

被保険者・保険料

高齢者支援課 介護保険係 ☎0123-24-0297

被保険者	保険料
1号被保険者 (65歳以上の高齢者)	<ul style="list-style-type: none"> ●年金が年額18万円以上…年金から天引き ●年金が年額18万円未満…千歳市に個別納付
2号被保険者 (40歳以上65歳未満の医療保険加入者)	加入している医療保険の保険料と一括徴収

▶ 65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

保険料は、住んでいる市区町村の介護サービスの水準に応じて基準額が決定します。そのうえで、負担が重くなりすぎないように所得段階に応じて調整されます。

介護サービスの利用方法

高齢者支援課 介護認定係 ☎0123-24-0298

▶ 要介護認定

介護サービスを利用するには、要介護認定を受けることが必要です。

また、要介護認定には有効期間があります。既に認定を受けている方が引き続き介護サービスを利用するためには、要介護認定の更新手続きを行う必要があります。

▶ ケアプランの作成

認定を受け、在宅サービスを利用する場合には、要介護1~5の方は居宅介護支援事業者に、要支援1,2の方は地域包括支援センターにケアプランの作成を依頼し、ケアプランに基づいたサービスを利用することになります。

▶ 介護サービスの給付

介護サービスには、在宅サービスと地域密着型サービス、施設サービスがあります。

区分	給付の内容
在宅サービス	通所介護(デイサービス) 通所リハビリテーション(デイケア) 訪問介護(ホームヘルプ) 訪問入浴介護 訪問リハビリテーション 訪問看護 居宅療養管理指導 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 ※北海道から指定を受けた販売店で対象の福祉用具を購入した場合のみ 住宅改修費の支給 短期入所生活介護(ショートステイ) 短期入所療養介護(ショートステイ) 特定施設入居者生活介護
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 地域密着型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 認知症対応型通所介護 定期巡回随時対応型訪問介護看護
施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設(老人保健施設) 介護医療院

▶ 高額介護サービス費の支給

介護保険サービスに対して支払った1か月の1割(一定以上所得者2割または3割)の自己負担分が以下の額を超えた場合、申請により超えた分が払い戻されます。

対象区分	上限額	必要なもの
生活保護受給者等	15,000円 (個人)	●本人名義の預金通帳
住民税非課税世帯で世帯全員が課税年金収入額と合計所得金額の合計80万円以下である等	24,600円 (世帯) 15,000円 (個人)	
住民税非課税世帯で世帯全員が課税年金収入額と合計所得金額との合計が80万円超等	24,600円 (世帯)	
住民税課税世帯で世帯全員が課税所得380万円未満	44,400円 (世帯)	
住民税課税世帯で課税所得380万円以上690万円未満の世帯員がいる	93,000円 (世帯)	
住民税課税世帯で課税所得690万円以上の世帯員がいる	140,100円 (世帯)	

※同じ世帯に複数の利用者がある場合は、利用者全ての1割(一定以上所得者2割または3割)負担を合計した額が世帯の上限額を超えた場合は払い戻しの対象となります。

医療機関

市立千歳市民病院

診療科目	13診療科(内科・循環器科・消化器科・小児科・外科・整形外科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・脳神経外科・泌尿器科・麻酔科・産婦人科)
診察受付時間	午前8:00～11:30/午後12:30～15:00 ※診療科や曜日によって時間が異なる場合がありますので、ご来院の際は必ず事前に電話・ホームページなどでご確認ください。
救急受入体制	当院は内科系・循環器科・小児科の二次救急当番と、他医療機関との輪番制により外科系一次・二次救急当番及び脳神経外科二次救急当番に対応しています。救急当番については、市ホームページをご確認ください。
休診日	土・日・祝日及び年末年始(12/29～1/3)
許可病床数	190床
お問い合わせ先	電話番号 0123-24-3000 所在地 千歳市北光2丁目1番1号

市立千歳市民病院 泉郷診療所

診療科目	内科、外科(休診中)
診療日程	月曜日、木曜日/9:00～11:30
休診日	土・日・祝日及び年末年始(12/29～1/3)
お問い合わせ先	電話番号 0123-29-2181 所在地 千歳市泉郷78番地の10

市立千歳市民病院 支笏湖診療所

診療科目	内科
診療日程	月曜日～金曜日/9:00～11:30
休診日	土・日・祝日及び年末年始(12/29～1/3)
お問い合わせ先	電話番号 0123-25-2241 所在地 千歳市支笏湖温泉3番



家庭ごみ・資源物の出し方について

指定ごみ袋等の料金

環境センター 廃棄物対策課 ☎0123-23-2110

▶ 指定ごみ袋等の処理手数料

指定ごみ袋の色など	容量	料金
燃やせるごみ(青色) 燃やせないごみ(黄色)	5リットル	10円
	10リットル	20円
	20リットル	40円
プラスチック製容器包装(白色)	10リットル	10円
	20リットル	20円
	40リットル	40円
有害ごみ		無料
4種資源物		無料
大型ごみ処理手数料シール(1枚)		300円

▶ 家電4品目について

「テレビ」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機・衣類乾燥機」および「エアコン」は、大型ごみとして収集できません。販売店または専門業者へ依頼してください。

ごみの出し方

▶ ごみ袋をごみステーションに出すとき

・しばって出しましょう。



- ・指定ごみ袋を使用するごみは、3種類です。無料のものは、透明または半透明(レジ袋含む)の袋に入れて出すことができます。
- ・お住まいの地区によって収集日が決まっています。収集日を守りましょう。
- ・収集日の午前8時30分までに出しましょう。
- ・ごみステーションは町内会や共同住宅など利用者が話し合って場所を決め、協力して管理しています。各々でルールを守り、清潔に使いましょう。
- ・大型ごみは、事前予約が必要です。
☎0123-23-2685(受付専用)
受付時間は、8時30分から17時まで

▶ 資源物について(指定ごみ袋不要)

4種資源物(ペットボトル・発泡スチロール・びん・空き缶)

…収集日にごみステーションに出してください。

古紙類(新聞紙・段ボール)など

…町内会等の集団資源回収や、民間の回収拠点に出してください。



使用済み小型家電

…有用金属をリサイクルします。コミュニティセンター等の回収ボックスにお持ちください。詳しくは「ごみ分別の手引き」をご覧ください。

〈 告 告 〉



引越し・掃除で出たごみは

ぜひカンセイにおまかせください!

・粗大ゴミ・引越しゴミ・タイヤ・バッテリー
・ダンボール・古新聞・古雑誌・パソコン
・リサイクル家電(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)など



お電話・HPからも
お問い合わせできます!

Let's start from our city saving the earth
CANSAY 協業組合 **カンセイ**
千歳市流通1丁目3-6 ☎0123-23-1712

スタッフ募集中です
ちとせの仕事にも求人情報掲載中!



有限会社 協成ワーク

✦ 業務内容 ✦

収集運搬業務

- ・一般廃棄物
- ・産業廃棄物
- ・特別管理産業廃棄物
- ・資源物
- ・リサイクル家電

〒066-0067 千歳市桂木3丁目9-26

☎0123-27-7244

千歳資源再生業協会

〒066-0067 千歳市桂木3丁目9-26 ☎0123-27-7244

▶ 有害ごみ(無料)

透明または半透明(レジ袋含む)の袋に入れて、「有害ごみ」と大きく目立つよう表示してごみステーションに出してください。
 ~有害ごみの例~

電池類、充電電池、電池パック
 体温計(水銀使用)、電子式たばこ、
 ワイヤレスイヤホン、モバイルバッテリー、
 蛍光管(LED製を除く。)、スプレー缶、
 カセットボンベ、ライター、未使用の花火やマッチ、
 ガスカートリッジ

※すべて同じ袋に入れて出せます。有害ごみは火災の原因となりますので、ほかのごみ袋には絶対に入れないでください。

▶ Webコンテンツの紹介



ごみ分別の手引き(パンフレット)



千歳市ゴミチェッカー(アプリ)



LINE版ごみチャットボット



※千歳市では、サントリーグループと協定を締結し、ペットボトルの水平リサイクルを実施しています。



〈広告〉

一般・産業廃棄物収集運搬業

引越しゴミ・不用品・家具・家電
 大型ゴミ・タイヤ・バッテリー等
 家の中の不用品まとめて処分

地域密着

大きな物から小さな物まで
 なんでも引き受けます!

遺品回収もやっております

お見積り無料
 お気軽に
 ご相談下さい

有限会社 沢田産業

千歳市祝梅2130-12
 ☎ 0123-26-0154
 FAX 0123-26-0159

住環境の整備

※住環境の整備(公営住宅・住宅建築)

市営住宅・道営住宅

市営住宅課 住宅管理係 ☎0123-24-0427

市営住宅は、住宅に困っている所得の少ない方を対象に建てたもので、年4回の入居募集(公募)により入居を決定しています。

▶ 1 入居資格(次の1~6の全てに該当する必要があります。)

- 1.市内に住んでいるか勤務していること
- 2.同居する親族がいること(ただし、60歳以上など、単身での入居が認められる場合があります)
- 3.市道民税を滞納していないこと。
- 4.世帯の収入月額が基準額以内であること。
- 5.入居者若しくは、同居する親族が暴力団員でないこと。
- 6.現在、住宅に困っていること

▶ 2 シルバーハウジングの入居資格

千歳市要介護(若しくは要支援)認定の1又は2程度の方で60歳以上の方、及び同居する家族がいる場合は家族全員が次のいずれにも該当する世帯

- 1.自炊が可能な程度の健康状態であるものの、身体機能の低下が認められるため、自立して生活することに不安があると認められる方
- 2.入居者全員が60歳以上であること(配偶者は60歳未満可)
- 3.固定電話回線の設置が可能な方

※シルバーハウジングの入居については、入居者(同居者がいる場合は同居者も)の日常生活状況申立書を提出していただき、その内容により入居資格の判定を行います。

▶ 3 申込に必要なもの

入居申込には、「市営住宅入居申込書」、「所得を証明するもの」、「地方税の滞納がないことを証明するもの」、「その他市長が必要と認めるもの(世帯構成などによって異なります)」などの書類が必要となりますので、事前に、【千歳市営住宅窓口センター☎0800-800-1945】へお問合せください。

また、道営住宅については、【(一社)北海道住宅管理公社☎011-205-5255】にお問合せください。

▶ その他

入居者又は同居者が、身体障害者手帳(1~4級)の交付を受け、かつ現に車いすを利用している方のために、車いす対応の住宅もあります。



建築物

建築政策課 建築指導係 ☎0123-24-0751

▶ 建築基準法に基づく建築確認申請

建築物を新築する場合は、建築確認申請が必要となり、増築や改築等する場合も、場所や規模によって、建築確認申請が必要となります。車庫や物置なども建築物に含まれますので、ご不明な点がありましたら、ご相談ください。

地区計画区域内での行為の届出

まちづくり推進課

地区計画が定められている地区では、建築物の建築又は工作物の建設、へいや垣の設置などを行う場合、工事着手の30日前までに届出が必要になります。

景観法に基づく届出

まちづくり推進課

千歳市の全域を景観法に基づく景観計画区域に指定しています。一定規模以上の建築物の新築・改築・屋根や外壁の色彩変更などを行う場合、着手の30日前までに届出が必要になります。

環境衛生

水道、下水道の届出と料金等

水道・下水道を使用開始・中止・使用再開する場合や使用者名義を変更される場合は、手続きが必要です。

一般的な家庭用の1か月20㎡使用した場合の、税込料金は、
水道料金 3,099円 下水道使用料 1,938円
合計 5,037円です。

支払方法は、窓口、口座振替、納入通知書、クレジットカード、スマートフォン等による電子決済(バーコード決済)があります。

(詳しくは)水道局お引越受付専用ダイヤル

☎0120-910-203

水道局料金センター(☎24-3253)

個別排水処理施設整備事業

農村地域の生活雑排水などを処理するため、各戸に合併処理浄化槽の設置を行う個別排水処理施設整備事業を実施しています。

合併処理浄化槽の設置は市が行いますが、設置に要する工事費の10%を負担していただきます。また、個別排水処理施設使用料は、税込月額で5人槽2,337円、7人槽2,805円、10人槽3,646円です。

(詳しくは)下水道整備課(☎24-3275)

漏水や下水道設備の異常を発見したら

道路上に不審な水溜まりがある場合やマンホール・公共ますに異常を発見した場合は水道局(☎24-4132)へご連絡ください。

宅内の水道、下水道の故障・修理

お客様の宅内の蛇口などの給水装置や排水設備などの故障・修理は、指定工事業業者(指定工事店)又は「水道修理センター(☎23-5590)」にお申込みください。

(広告)



水道に関する修繕・凍結でお困りならお任せください。

千歳市管工事業協同組合(水道修理センター)

〒066-0077 千歳市上長都2番地22 tel 0123-23-5590

(協)カンセイ

千歳市流通1丁目3-6
tel 23-1712

新栄工業(株)

千歳市北信濃770-9
tel 24-6888

(株)千歳水道設備

千歳市朝日町5丁目26
tel 23-4602

(株)フジプラ

千歳市高台4丁目4-17
tel 23-9796

共同配管工業(株)

千歳市上長都1160-38
tel 23-4329

(株)高橋管機工業

千歳市本町2丁目6
tel 23-2419

(株)長崎工業

千歳市上長都2番地11
tel 24-4161

(株)舞鶴設備工業

千歳市上長都1039-8
tel 24-4883

▶ 犬の登録と予防注射

狂犬病の予防のため、生後91日以上飼育犬は市への登録(1頭につき3,000円)と、年に1度の狂犬病予防注射を行わなければなりません。

また、市外の動物病院で狂犬病予防注射を接種させた方は、接種証明書をご持参し、千歳市役所で狂犬病予防注射済票の交付(1件につき550円)を受けてください。

▶ ペットがいなくなったら

ペットがいなくなり探しても見つからない場合は、既に保護されている場合がありますので、市、警察、保健所までお問い合わせください。

なお、飼育犬が死亡した場合については、市へ死亡届の提出が必要になります。

▶ ペットを飼うときは責任をもって

ペットの飼育方法に関するトラブルの報告が市へ多数寄せられています。

散歩の際のペットの糞尿は飼い主が責任をもって処理し、住宅地でペットを飼育する際は夜間、早朝の鳴き声に注意するなど、近隣住民に十分配慮して飼育してください。

▶ 千歳霊園・末広第1・第2霊園

4月から12月末まで期間中、千歳霊園(都1818番地の1)、末広第1・第2霊園(稲穂2丁目15・16番)の墓所空き区画の貸付を行っています。

空き区画については担当課の窓口で配布している地図で確認することができます。

詳細につきましては、担当係までご連絡ください。

規格	市内居住の方		市外居住の方	
	使用料	管理料	使用料	管理料
4㎡規制	254,000円	133,100円	342,900円	133,100円
4㎡自由	202,000円	133,100円	272,700円	133,100円
6㎡自由	333,000円	199,650円	449,550円	199,650円
8㎡自由	432,000円	231,000円	583,200円	231,000円

▶ 千縁塚(合葬墓)

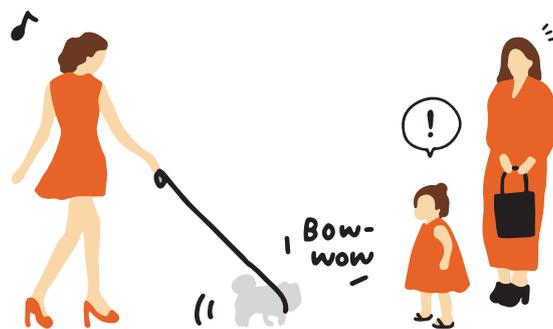
末広第1霊園(稲穂2丁目15番)の駐車場横に、千縁塚(合葬墓)を設置しています。

埋蔵日時や埋蔵方法にルールがありますので、詳細につきましては担当係までご連絡ください。

千縁塚(合葬墓)	使用料(永代)
1体につき	5,000円

自宅敷地内にスズメバチが営巣した時は、市が駆除費用を負担のうえ、委託事業者が除去します。緊急性が高いため、駆除のご連絡は委託事業者へお願いします。

委託事業者の連絡先が分からない等のご相談は担当課までご連絡ください。



空家について

問 市民生活課 生活環境係

▶ 空き家の相談

建物の管理や老朽化に伴う修繕は、所有者の責任において実施しなければなりません。人口減少や高齢社会の進展により、管理されず放置される空家が増加しています。

適切に管理されずに放置されている空家は、地域住民の安全や生活環境に大きな影響を及ぼすおそれがありますので、空家でお困りの際はご相談ください。

▶ 空き家バンク

千歳市で空き家、空き地を探している方は、北海道のホームページで情報提供している「北海道空き家情報バンク」をご覧ください。市のホームページ(千歳市空き家、空き地情報)に掲載している各不動産会社のバナーからお探しください。

【北海道空き家情報バンク】

<https://www.hokkaido-akiya.com/about>

【千歳市空き家、空き地情報】

<https://www.city.chitose.lg.jp/docs/akiya.html>

町内会

問 千歳市町内会連合会 ☎0123-49-7100

ずっと住みたいと思える街、ちとせ

その理由は町内会でした

子どもが安全に健やかに育つ街。

お年寄りが安心して過ごせる街。

いつもキレイな街。

いざというときに助け合える街。

ちとせがそんな街なのは、町内会活動が盛んだから。

町内会ではこんな活動をしています

▶ 情報提供活動

町内会広報誌の発行、市役所等からのお知らせの回覧など

▶ 環境美化活動

ゴミステーションの管理、春・秋一斉清掃、資源回収

▶ 地域交流活動

お祭りやこども会行事・パークゴルフ大会等交流行事の実施など

▶ 交通安全・防犯活動

交通事故防止活動、防犯パトロール、防犯灯の管理など

▶ 防災活動

地震・火災などに備えた自主防犯組織の設置など

スマホ
からも



PC
からも

千歳市町内会連合会のHPでは、各町内会の活動の様子や町内会で活動するひとのインタビューなどを掲載しています。ぜひご覧ください！

千歳市町内会

検索

<https://chitose-choren.jp/>



道路・河川

道路

道路管理課 維持係

市道の維持管理

市が管理する道路について、安全で快適な通行を確保するため、補修や整備を行っています。

「道路の穴や凹凸」、「縁石の破損」、「街路灯の不点」など、お気付きの点がありましたら、ご連絡ください。

市の公式LINEからも「道路損傷等」を通報できますので、ご利用ください。

河川

道路管理課 維持係

普通河川の維持管理

市が管理する普通河川について、災害の未然防止や、河川の正常な機能を維持するため、河川環境の整備と保全を行っています。

「河川が洗堀されている」「築堤等が崩れている」など、お気付きの点がありましたら、ご連絡ください。

普通河川において禁止されている行為

1. 普通河川を損傷すること。
2. 普通河川に、土石(砂を含む。以下同)またはごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物もしくは廃棄物を捨てること。
3. 前2号に掲げるもののほか、普通河川管理上有害な行為をすること。

除雪・排雪

除雪排雪

道路管理課 維持係

冬期間の道路交通を確保するため除排雪作業を実施しています。

路上駐車のほか、敷地内の雪を車道や歩道、施設帯に雪を出したり、施設帯の雪を車道に出す行為は、作業が遅れるだけでなく、道路の幅が狭くなったり、路面が凸凹になるなど、通行の妨げやまわりの方の迷惑になります。自宅等の雪は、敷地内で処理するか、公園や雪堆積場などへ運んでください。

除雪状況の写真



排雪状況の写真



(広告)



官公需適格組合 千歳市環境整備事業協同組合

千歳市都市公園・公共広場指定管理者

千歳市の道路・公園の維持管理

代表理事 荃津 俊爾
(荃津綜業)

副理事長 浜 聡彦
(浜組土木)

専務理事 今野 弘隆
(今野工業)

常務理事 五十嵐 剛

(有) 池田工業 栄光造園(株)	(株) 熊谷造園 (株) クリーン開発	(有) 竹内建設 千歳建設(株)	(株) トナミ建設工業 日栄興業(株)	北東電気(株)
(株) エヌ・ケー・エンジニアリング	近藤電設工業(株)	千歳自動車運輸(株)	(有) 日勝建設工業	(株) 北斗サービス
(株) 大淵造園土木	今野工業(株)	千歳総合メンテサービス(有)	日千工業(株)	北海道国土維持(株)
協業組合カンセイ	(有) サノケン	(株) 中央造園	(株) 浜組土木	北海道テクニカル(株)
(株) 協栄土建	(株) 三陵技建	東亜建材工業(株)	藤城運輸(株)	三井建機工業(株)
(株) 共立鉄工所	(株) 祝梅ガーデン	(有) 道央グリーンサービス	(株) フジプラ	(株) 村上組
金田一建設(株)	伸盛電気工事(株)	東和コンサルタント(株)	古谷コンクリート工業(株)	(株) 明成
(株) 荃津綜業	(有) すけっと運輸	富樫電気工事(株)	北世建設(株)	(有) やまでん
				緑建工業(株)

組合本部 〒066-0077 千歳市上長都4番地5 電話(0123)25-6900・FAX(0123)25-6901

組合員45社 50音順

URL: <https://web-ckk.com>

▶ 砂箱の設置

皆さまが自由に散布できるよう、すべり止材の入った砂箱を交差点付近などに設けています。



除雪の情報発信

▶ LINEによる除雪情報

市公式LINEによる投稿画面の例です。「新雪除雪の実施予定」のほか、「スタックに備えて」や「今週の除排雪作業」などといった情報も発信しています。

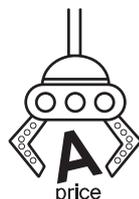


▶ 除雪車両位置情報確認マップ

スマートフォンやパソコンなどで閲覧可能です。このマップでは、「除雪車の現在地情報」や「除雪車の走行軌跡」などを地図上に色分けして表示しています。
URL: https://www.chitose-josetsu.jp/josetsugps/imadoko/top_chitose/
QRコード:



〈 広告 〉



有限会社 アプライス

代表取締役 藤本 敏廣

〒066-0008 千歳市根志越85番6号 TEL/FAX (0123-25-8099)

とび・土木事業・解体事業・土木事業・舗装事業
管工事業・石工事業・鋼構造物工事・水道施設工事・しゅんせつ工事
北海道知事許可(般-3)石第23993号/産業廃棄物収集運搬業許可 許可番号 第0010027343号



Q 雪が降ると大変じゃない?

石狩管内における降雪量(気象庁気象統計情報2017-2021年平均)は、札幌市433cm、恵庭市449cm、千歳市210cmで、札幌市や恵庭市の降雪量のおよそ半分以下と札幌圏の中では除雪の負担が少ない街です。また、北海道の雪は軽く、北陸や東北地方よりも除雪がしやすいといわれています。玄関前の通路や駐車場所の除雪は自分でしますが、降雪が少ないので屋根の雪下ろしをする家はほとんどありません。

※年により降雪量に変動があります。

Q 寒さが心配です

真冬の千歳市は日中でも氷点下の日が続くことがあるため、外出するときは手袋やダウンジャケットなど防寒着の寒さ対策が必要ですが、近年の北海道の家は断熱性能が高いため、屋内では温かさが保たれやすくなっています。



ちとせの冬生活 Q&A

北海道の「冬」の生活。冬道の移動や、雪かき、たびたびニュースで見かける猛吹雪を心配せずにはいられないのは当然のことです。しかし、心配だからこそ様々な対策が取り組まれ、冬でも快適に過ごせる工夫が積み上げられています。

Q 冬の運転に自信がありません!

冬季間(11月~4月)は「スタッドレスタイヤに履き替える」「不凍結タイプのウォッシャー液を用意する」など、車を「寒冷地用」にします。雪道もスタッドレスタイヤを装着することで、普通の運転ができます。最近のスタッドレスタイヤは性能が良くなり、以前と比べるとアイスバーンや坂道でもすべりづらくなりました。ただ、車の運転は、夏冬関係なく、安全運転をお願いします。

市道の除雪情報

市道の除雪状況は、千歳市の公式LINEでも情報を発信しています。ぜひお友だち登録をお願いします。



LINE ID cityofchitose
アカウント名 千歳市



初めての冬は
雪道に慣れるまで
慎重に!

Q 雪かきは どうやってやるの?

千歳市では、自宅前の道路(市道)は、市が除雪をします。道路(市道)から玄関までの通路は、「雪かきスコップ等」を使って、自分で除雪します。

駐車場などの広い場所は「ママさんダンブ(スノーダンブ)」という除雪用具を使う場合もあります。また、除雪する場所が広い場合はエンジン付の除雪機を利用する人もいます。



ママさんダンブ
(スノーダンブ)

除雪ルール、みんなで 気をつけて快適な冬を

- 「施設帯」の雪の堆積にご理解を
- 間口の雪処理にご協力を
- 車道や歩道への雪出しはやめましょう
- 路上駐車はやめましょう



北海道では夏と冬で タイヤの交換が必要です。

ノーマルタイヤ(夏用)

春から秋までに走行するにあたって着用するタイヤです。(スタッドレスタイヤよりも走行性能が高い)

スタッドレスタイヤ(冬用)

雪道や凍結した道路でも滑りにくいつくりになっているタイヤです。スタッドレスタイヤは雪や凍結した路面には強いですが、雨にはあまり強くないので、4月下旬には交換を終えるように意識しましょう。



Q タイヤの 交換時期は?

北海道の冬の訪れは早く、11月になると一気に気温が下がります。

夏タイヤからスタッドレスタイヤに変えるのは10月下旬までが望ましいでしょう。

3月はまだまだ気温が低く雪が降ることもあります。気温が10℃を超えるのは4月以降になりますので、4月中旬～下旬頃になってからタイヤ交換をするのが望ましいでしょう。



Q 冬の楽しみ方を 教えてください。

市内には歩くスキーのコースがあり、スノーモビル(雪上オートバイ)に乗れる場所もあります。最近ではスノーシューを履いて、周辺の森の中を散歩する人もふえています。また、初中級者向けの市民スキー場が泉沢向陽台にあります。



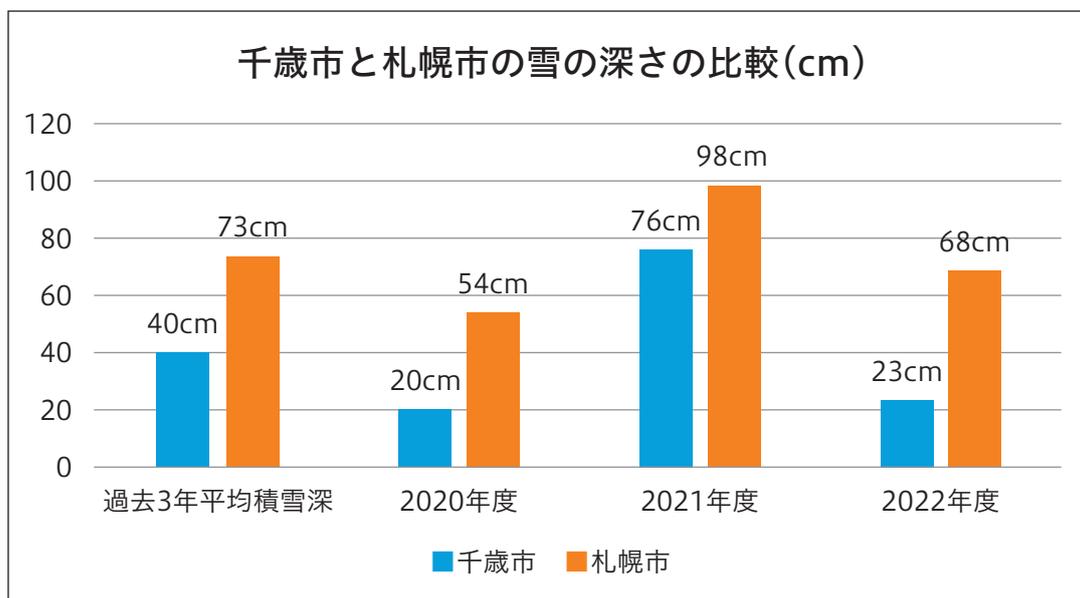
冬ならではの楽しさを
満喫しよう



パートナーシップ除雪排雪支援制度

町内会等の団体が自主的に地域の生活道路の拡幅除雪や間口処理など、必要と判断した箇所の除排雪を行う場合に、小型除雪機の貸出や排雪用ダンプ(運転手付き)を無料で支援しますので、ご利用ください。

近年の気象状況(12月から3月)



市内公共交通について

千歳市内には、鉄道やタクシーのほか、民間バス事業者4社により、16路線28系統が運行しており、市内中心街から新千歳空港のアクセスもよく利便性が高く広域的な公共交通網を形成しています。

路線バスマップと時刻表

バスマップと時刻表はQRコードからご確認ください。



民間バス会社

- ・北海道中央バス株式会社
- ・千歳相互観光バス株式会社
- ・道南バス株式会社
- ・あつまバス株式会社

路線バス運行情報配信システム

スマートフォン等で、バス停ごとの運行時刻や遅れの状況をいつでも確認することができます。



QRコードを読み込むと

利用することができます



千歳独自の運賃制度

千歳市には市内の路線バスをお得に利用することができる制度があります！

①チョイ乗り100円！

約1.3kmまでの乗車の場合、運賃はいつでも・だれでも100円でバスに乗れます。

②千歳市シルバーおでかけパス

始発のバス停を10時～16時までに出発したバスに1回100円で乗ることができるパスです。

対象

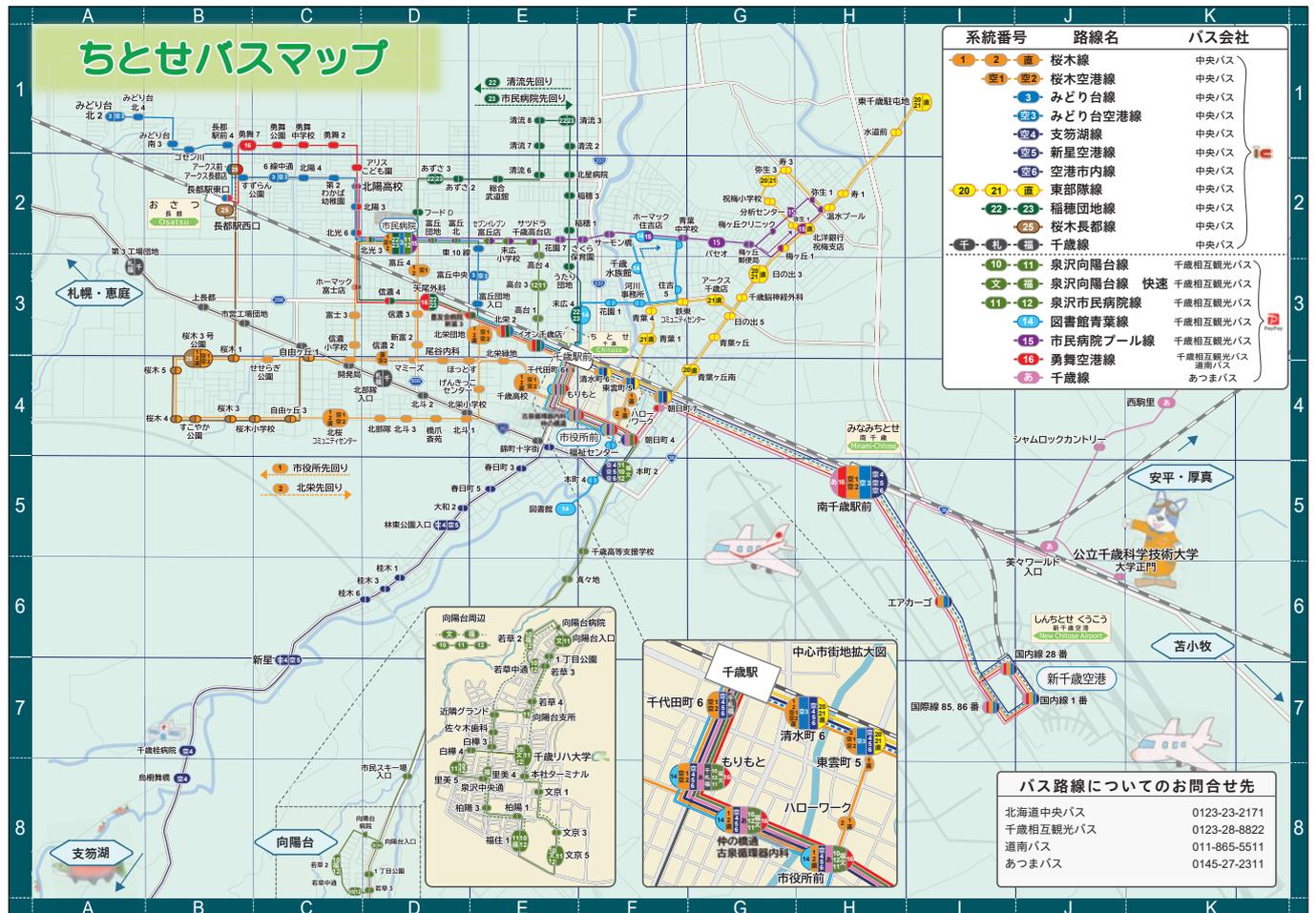
…千歳市在住の75歳以上の方(誕生日を迎えていなくても75歳になる年度であれば申請できます。)

発行場所

…千歳市役所本庁舎4階42番の窓口

③乗継チケット

「千歳駅」または「市民病院」でバスを乗り継がなければ目的地へいけない場合、乗り継ぐバスが100円引きになります。



参考:ちとせバスマップ

(令和5年4月1日現在)

小学校の通学区域

学校名	通学区域
千歳小学校	本町、東雲町、朝日町、清水町、真町、泉沢の一部、平和、真々地
北進小学校	市内全域
北栄小学校	幸町、千代田町、栄町、錦町3丁目の東側、錦町4丁目の東側、北栄、新富1丁目の一部
末広小学校	花園2丁目・3丁目・4丁目・7丁目、高台4丁目・5丁目・6丁目、稲穂、清流1丁目の一部、富丘2丁目、3丁目、北信濃の一部、都の一部、あずさ
緑小学校	春日町、緑町、大和、桂木、蘭越、新星、北斗1丁目・2丁目・3丁目、錦町1丁目・2丁目、錦町3丁目の西側、錦町4丁目の西側
千歳第二小学校	幸福、清流1丁目の一部・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目・7丁目・8丁目、根志越の一部、都の一部、泉郷、祝梅の一部、中央
駒里小学校	駒里、美々
支笏湖小学校	支笏湖温泉、水明郷、幌美内、モラップ、支寒内、美笛、奥潭、藤の沢、西森、紋別
日の出小学校	青葉、住吉、東郊、日の出、青葉丘、日の出丘、柏台南1丁目・2丁目、柏台、豊里、根志越の一部、梅ヶ丘1丁目の一部、梅ヶ丘2丁目の一部、流通1丁目、流通2丁目の一部
信濃小学校	上長都の一部、北信濃の一部、新富の一部、信濃、富士
高台小学校	末広、花園1丁目・5丁目・6丁目、高台1丁目・2丁目・3丁目、富丘1丁目・4丁目
東小学校	幌加、新川、東丘、協和
祝梅小学校	祝梅の一部、根志越の一部、梅ヶ丘1丁目の一部、梅ヶ丘2丁目の一部、梅ヶ丘3丁目、弥生、寿、旭ヶ丘、流通2丁目の一部、流通3丁目
桜木小学校	上長都の一部、北信濃の一部、北斗4丁目・5丁目・6丁目、自由ヶ丘、桜木
向陽台小学校	若草、白樺、里美、泉沢の一部
北陽小学校	北光、北陽、長都駅前1丁目・2丁目、勇舞
泉沢小学校	文京、柏陽、福住、泉沢の一部
みどり台小学校	上長都の一部、長都、釜加、都の一部、長都駅前3丁目・4丁目・5丁目、みどり台北、みどり台南



※「一部」についての説明

○千歳小学校

泉沢の一部(高速道路の北側)
862、868、872、878番地

○北栄小学校

錦町3丁目の一部(国道36号の北側)
7～10、12、14～16番地
錦町4丁目の一部(国道36号の北側)
28、30、33、37、1838番地
新富1丁目の一部
1～6番

○末広小学校

清流1丁目の一部(浄化センターの南側)
1番1号～2号
北信濃の一部(南28号以南、東9線の東側)
583、590、591、631、632、636番地
都の一部(東9線と10線の間、南28号の北側)
255、256、621～623、626、630、638、1199、1819番地

○緑小学校

錦町3丁目の一部(国道36号の南側)
1～6番地
錦町4丁目の一部(国道36号の南側)
1～3、6、7、9～14、16、25番地

○第二小学校

清流1丁目的一部分(浄化センターの北側)
1番1～2号以外
根志越の一部(中央長都地区)
17、19、21、22、24、33、34、47、48、59、66、71、85、136、181、
186、189、296、308～310、312、318、384、443、461、571、572、
578、580、581、589、847、1339、1365、1399、2189、2190～
2193、2195、2466～2468、2470、2472、2475、2476、2479～
2481、2485～2487、2489、2492、2493、2496、2497、2505、
2538、2545、2592、2594～2598、2671、2757、2762番地
根志越の一部(メムシ川の左岸、祝梅根志越線の北側)
祝梅の一部(祝梅線の北側、祝梅川の右岸)
183～185、233、434、436、439、440、598、600、601、606、642、
755、884、935、1022、1023、1576、1764、2142番地

○日の出小学校

梅ヶ丘1丁目的一部分
1～3番
梅ヶ丘2丁目的一部分
1～8番
流通2丁目的一部分
1、4番地

○信濃小学校

上長都の一部(JR千歳線と国道36号の間)
922、939、944、947、949、958、961、963、1026、1027、1031、
1032、1034～1037、1039、1041、1106、1112、1115、1190、
1194番地
北信濃の一部(JR千歳線と国道36号の間)
766、770、776、779、782、849、854、855、857、864、867、927番
地
新富1丁目的一部分
7～24番地

○祝梅小学校

祝梅の一部(祝梅根志越線の南側)
494、502、513番地
根志越の一部(メムシ川の右岸、祝梅根志越線の南側)
2120、2156番地
梅ヶ丘1丁目的一部分
4～11番
梅ヶ丘2丁目的一部分
9～15番地
流通2丁目的一部分
2、3番地

○桜木小学校

上長都の一部(国道36号の南側)
1、2、3、382、964、1042、1044、1046、1047、1050、1051、
1053、1054、1057、1058、1061、1111、1117、1119、1121～
1126、1129、1130、1160番地

○向陽台小学校

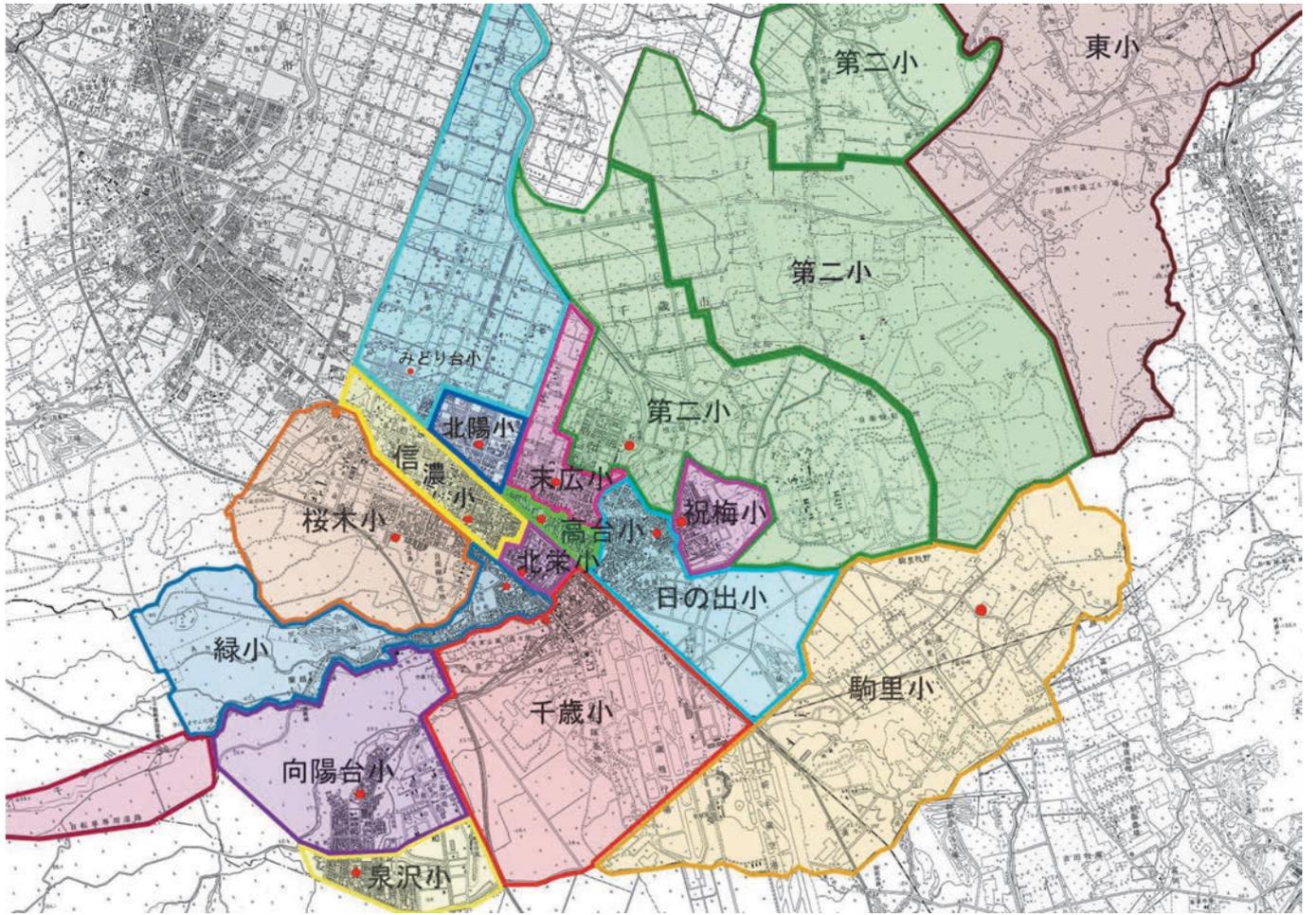
泉沢の一部(高速道路の南側)
1009番地

○泉沢小学校

泉沢の一部(高速道路の南側)
1007、1719番地

○みどり台小学校

都の一部
24、213、215、226、253、260、264、268、271、274、288、294、
539、540、667、668、670、672、674、750、752、753、755、756、
1311、1814番地
上長都の一部(JR千歳線の北側)
みどり台南1丁目・4丁目と長都駅前3～5丁目の間
みどり台北2丁目と恵庭市の間



学ぶ・楽しむ



中学校の通学区域

学校名	通学区域
千歳中学校	栄町、千代田町、幸町、春日町、錦町、緑町、大和、桂木、北栄、新富、末広、北斗1丁目・2丁目、水明郷、支笏湖温泉、幌美内、モラップ、支寒内、美笛、奥潭、藤の沢、西森、紋別、蘭越、新星、真町、本町、東雲町、朝日町、清水町、平和、真々地、泉沢の一部
北進中学校	市内全域
青葉中学校	青葉、住吉、東郊、日の出、青葉丘、日の出丘、柏台南1丁目・2丁目、柏台、豊里、根志越の一部、祝梅の一部、梅ヶ丘、弥生、寿、旭ヶ丘、流通1丁目・2丁目・3丁目
東千歳中学校	東丘、新川、幌加、協和
駒里中学校	駒里、美々
富丘中学校	富丘、北信濃の一部、都の一部、幸福、清流、根志越の一部、稲穂、花園、高台、あずさ、泉郷、中央、祝梅の一部
北斗中学校	北斗3丁目・4丁目・5丁目・6丁目、自由ヶ丘、桜木、信濃、富士、北信濃の一部、上長都の一部
向陽台中学校	若草、白樺、里美、文京、柏陽、福住、泉沢の一部
勇舞中学校	北光、長都、釜加、都の一部、上長都の一部、北陽、長都駅前、勇舞、みどり台北、みどり台南

※「一部」についての説明

○千歳中学校

泉沢の一部(高速道路の北側部分)
862、868、872、878番地

○青葉中学校

根志越の一部(千歳川右岸と祝梅川左岸の地域)
17、19、21、22、24、33、34、47、59、66、71、85、181、186、189、
296、308～310、318、384、2120、2156番地
祝梅の一部(祝梅根志越線の南側、祝梅小学校の校区)
494、502、513番地

○富丘中学校

都の一部(末広小学校の校区と同じ、東9線と10線の間、南28号の北側)
255、256、621～623、626、630、638、1199、1819番地
北信濃の一部(末広小学校の校区と同じ、南28号以南、東9線の東側)
583、590、591、631、632、636番地
根志越の一部(千歳川左岸側)
48、136、312、443、461、571、572、578、580、581、589、847、
1339、1365、1399、2189～2193、2195、2466～2468、2470、
2472、2475、2476、2479～2481、2485～2487、2489、2492、
2493、2496、2497、2505、2538、2545、2592、2594～2598、
2671、2757、2762番地
根志越の一部(千歳川右岸及び中央長都)
2、307、312、383、385～388、862、967～979、1030、1171、
1252～1253、1429、1441、1443、1475、1754番地
根志越の一部(中央長都)
1786、2467～2494、2505～2508、2510～2523、2525～2529、
2531～2538、2549～2555、2557～2561、2567～2572、2575
～2579、2581～2587、2589～2607、2610～2616、2623～
2629、2638～2647、2650～2666、2669～2674、2687～2706、
2711～2723、2726～2743、2747、2751、2757～2772、2782～
2783、2820番地
祝梅の一部(市道祝梅根志越線の北側、祝梅川右岸)
183～185、233、434、436、439、440、494、502、513、598、600、
601、606、642、755、884、935、1022、1023、1576、1764、2142
番地

○北斗中学校

北信濃の一部(JR千歳線より南側、東9線より西側)
724、766、770、776、779、782、783、799、849、854、855、857、
864、867、871、872、884、885、927、964番地
上長都の一部(JR千歳線より南側)
1、2、3、382、922、939、944、947、949、958、961、963、964、
1026、1027、1031、1032、1034～1037、1039、1041、1042、
1044、1046、1047、1050、1051、1053、1054、1057、1058、
1061、1106、1111、1112、1115、1117、1119、1121～1126、
1129、1130、1160、1190、1194番地

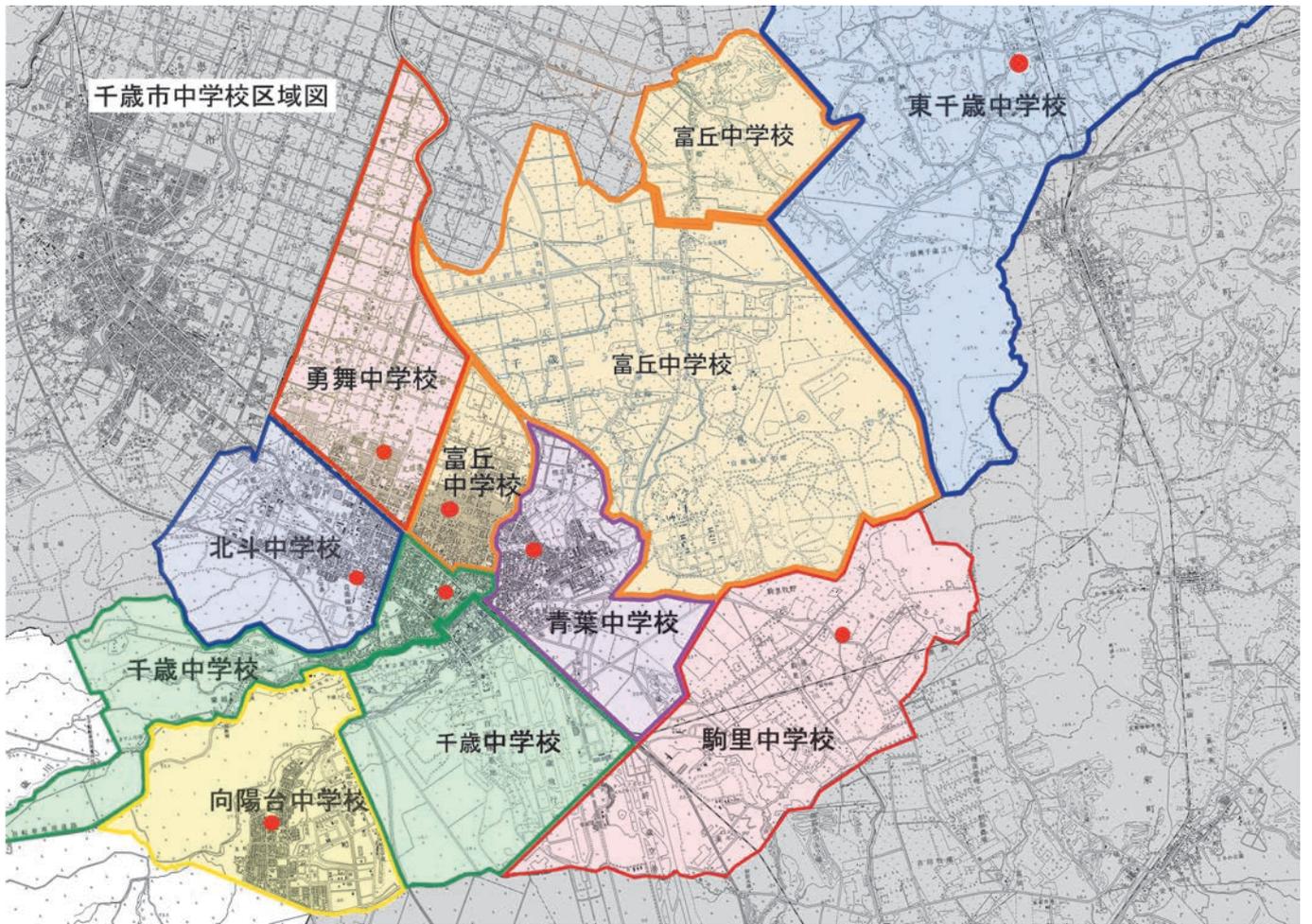
○向陽台中学校

泉沢の一部(高速道路の南側)
1007、1009、1719番地

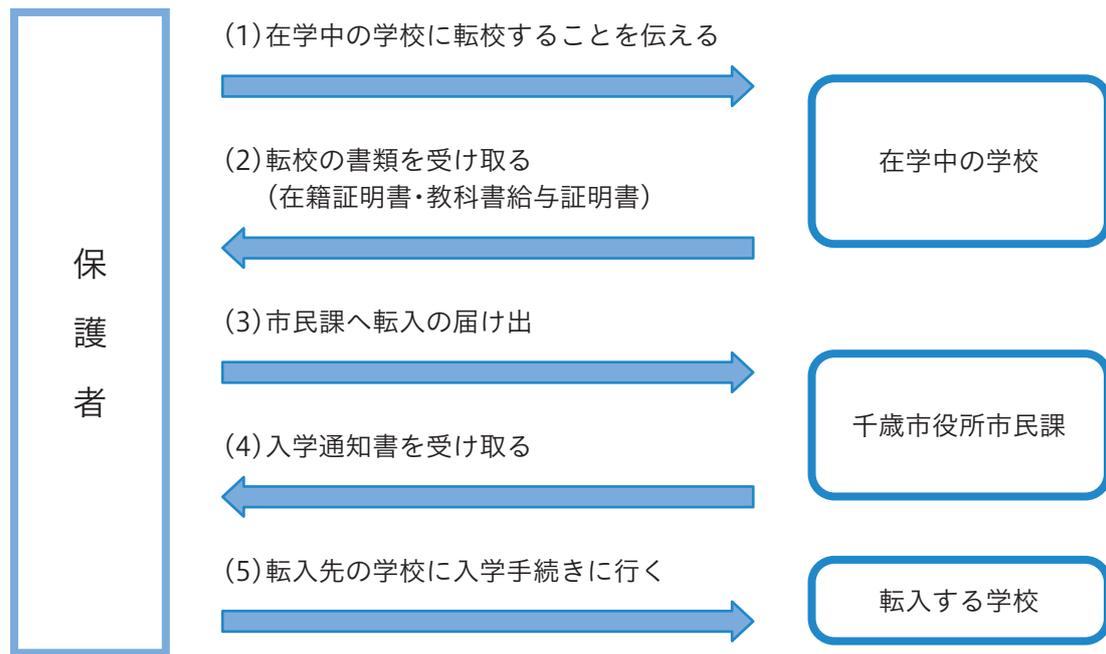
○勇舞中学校

都の一部(北陽小学校の校区と同じ)
24、213、215、226、253、260、264、268、271、274、288、294、
539、540、667、668、670、672、674、750、752、753、755、756、
1311、1814番地
上長都の一部(北陽小学校の校区と同じ、JR千歳線の北側)
みどり台南1丁目・4丁目と長都駅前3丁目～5丁目の間
みどり台北2丁目と恵庭市の間





転校手続きの流れ



- ①現在、在学中の学校に転校することを伝えてください。【図の(1)】
 - ②転入先の住所から校区の学校を確認し、転入予定の連絡をしてください。
※転入先の学校がわからない場合は、千歳市教育委員会学校教育課までご連絡ください。
 - ③在学中の学校から「在籍証明書・教科書給与証明書」を受け取ります。【図の(2)】
 - ④千歳市役所市民課で転入届を提出します。【図の(3)】
 - ⑤同課より「入学通知書」が発行されます。【図の(4)】
 - ⑥転入先の学校に連絡し、入学手続きの日程調整をします。
 - ⑦「在籍証明書・教科書給与証明書」及び「入学通知」を転入先の学校に持参し、入学手続きを行ってください。【図の(5)】
- ※「指定期日に入学手続きができない」または「特別な事情により指定された学校の変更を希望する」場合は千歳市教育委員会学校教育課までご相談ください。☎0123-24-0839



千歳市内小中高等学校・大学 所在地 & 電話番号

	学校名	郵便番号	住所	電話番号
小学校	1 千歳市立千歳小学校	〒066-0047	千歳市本町3丁目4番地の1	0123-23-2181
	2 千歳市立北進小学校	〒066-0036	千歳市北栄1丁目2番6号	0123-23-3439
	3 千歳市立北栄小学校	〒066-0036	千歳市北栄1丁目10番2号	0123-23-4138
	4 千歳市立末広小学校	〒066-0034	千歳市富丘2丁目6番2号	0123-23-4127
	5 千歳市立緑小学校	〒066-0074	千歳市緑町4丁目4番1号	0123-23-4107
	6 千歳市立千歳第二小学校	〒066-0081	千歳市清流1丁目4番1号	0123-23-2062
	7 千歳市立駒里小学校	〒066-0011	千歳市駒里945番地の6	0123-23-3237
	8 千歳市立支笏湖小学校	〒066-0281	千歳市支笏湖温泉2番地	0123-25-2729
	9 千歳市立日の出小学校	〒066-0017	千歳市日の出2丁目3番20号	0123-23-2670
	10 千歳市立信濃小学校	〒066-0038	千歳市信濃2丁目34番12号	0123-23-4752
	11 千歳市立高台小学校	〒066-0034	千歳市富丘1丁目19番4号	0123-23-9109
	12 千歳市立東小学校	〒069-1181	千歳市東丘824番地の30	0123-21-3200
	13 千歳市立祝梅小学校	〒066-0025	千歳市梅ヶ丘3丁目2番1号	0123-23-1110
	14 千歳市立桜木小学校	〒066-0072	千歳市自由ヶ丘7丁目1番1号	0123-22-3301
	15 千歳市立向陽台小学校	〒066-0057	千歳市若草5丁目1番地	0123-28-2111
	16 千歳市立北陽小学校	〒066-0032	千歳市北陽3丁目9番1号	0123-42-3441
	17 千歳市立泉沢小学校	〒066-0054	千歳市柏陽2丁目9番地	0123-28-5830
	18 千歳市立みどり台小学校	〒066-0083	千歳市みどり台北5丁目3番1号	0123-40-2510
中学校	1 千歳市立千歳中学校	〒066-0061	千歳市栄町4丁目35番地	0123-23-3161
	2 千歳市立北進中学校	〒066-0036	千歳市北栄1丁目2番6号	0123-23-3439
	3 千歳市立青葉中学校	〒066-0022	千歳市豊里4丁目1番1号	0123-23-4147
	4 千歳市立東千歳中学校	〒069-1183	千歳市幌加731番地の117	0123-21-3300
	5 千歳市立駒里中学校	〒066-0011	千歳市駒里945番地の6	0123-23-3237
	6 千歳市立富丘中学校	〒066-0076	千歳市あずさ1丁目2番1号	0123-24-1188
	7 千歳市立北斗中学校	〒066-0073	千歳市北斗5丁目1番1号	0123-22-4151
	8 千歳市立向陽台中学校	〒066-0057	千歳市若草5丁目5番地	0123-28-4286
	9 千歳市立勇舞中学校	〒066-0078	千歳市勇舞3丁目4番2号	0123-40-0051
高等学校	1 千歳北陽高等学校	〒066-8611	千歳市北陽2丁目10番53号	0123-24-2818
	2 千歳高等学校	〒066-8501	千歳市北栄1丁目4番1号	0123-23-9145
	3 千歳高等支援学校	〒066-0045	千歳市真々地2丁目3番1号	0123-23-6681
	4 日本航空高等学校 北海道 (令和6年4月開校)	〒066-8622	千歳市泉沢1007番95号	0123-28-1155
専修学校	1 日本航空大学校 北海道新千歳空港キャンパス	〒066-8622	千歳市泉沢1007番95号	0123-28-1155
大学	1 公立千歳科学技術大学	〒066-8655	千歳市美々758番65号	0123-24-2818
	2 北海道千歳リハビリテーション大学	〒066-0055	千歳市里美2丁目10番	0123-23-5331

生涯学習

千歳学出前講座

市民と市民、市民と学校、企業、市民と市職員が顔を合わせて、お互いに学び合うものであり、情報の共有や人のネットワークづくりを図り、市民と行政が協働で生涯学習のまちづくりを進めることを目的に実施しています。

市内に在住、通勤、通学している5名以上の団体・グループが申込可能です。

※市ニューなメニューをご用意しています!

千歳学出前講座

ご好評をいただいている『千歳学出前講座』の講座がさらに充実しました。皆様の生涯学習活動、人との交流や情報収集の場としてご利用ください。

- 1. 出前講座ってなに?**
市民と市民、市民と学校、企業、市民と市職員が顔を合わせて、互いに学び合うものであり、情報の共有や人のネットワークづくりを図り、市民と行政が協働で生涯学習のまちづくりを進めることを目的に実施しています。
- 2. 申し込みできる人は?**
市内に在住、通学・勤務している5名以上のグループで申し込みできます。
- 3. 講師料は?**
無料です。ただし、材料費・資料代がかかる講座があります。メニュー表でご確認ください。
- 4. 申し込み前の準備**
①実施希望メニュー、②希望日時、③グループ名、④申込者連絡先(住所、氏名、電話番号)
⑤参加予定人数(5名以上)、⑥開催会場を申込前に確認してください。
※希望日時は第3希望までと、講師との日程調整の可能性があります。
※開催時間は、午前9時から午後5時までの公開講座に限ります。
※会場(公民館、集会所等)の手配は、申込者が行ってください。
- 5. 申し込み方法は?**
メニュー表から希望する講座を選択してください。
実施希望日の14日前までにお申し込みください。なお、講師の都合によりお受けできない場合もありますので、早めにお申し込みをお願いします。

千歳市教育委員会教育部生涯学習課

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地
電話：0123-24-3153 FAX：0123-27-3743



〈 告 告 〉

リハビリテーションを担う医療専門職
理学療法士・作業療法士を
養成する大学です



健康科学部 リハビリテーション学科

北海道千歳リハビリテーション大学
Hokkaido Chitose College of Rehabilitation

066-0055 千歳市里美2丁目10番 TEL 0123-28-5331

バンビはぐくみプログラム

子どもの発達段階に応じた育児知識や技能を習得し、子育てと親のあり方についての理解を深めるとともに、受講者同士の交流の場を提供します。春・秋に開催します。(各全8回)

千歳市若返り学園(対象:60歳以上)

高齢者が明るく健やかに豊かで生きがいのある生活をするために、社会的能力を養い、生涯学習の一環として高齢者に学習の場を提供することを目的とします。開講期間は、5月から翌年3月までです。

千歳高星大学(対象:60歳以上)

講義や演習を通して知識や教養を深めるとともに、学友とのさまざまな活動を通して豊かで生きがいのある人生を創造するための学びの場です。

千歳高星大学大学院(対象:千歳高星大学を卒業した方)

高星大学で学んだことを基礎として、知識や教養をさらに深め、自主的に深く学ぶことで生きがいのある充実した人生を創造するための学びの場です。

千歳市民活動交流センターミナクール

文化・スポーツ・ボランティアなどの市民活動を行っている個人や団体の活動拠点として、会議室や印刷機等の設備を利用できます。

また、これから市民活動に参加したい、始めたいと考えている市民の皆さまへの情報提供や相談、交流事業等も行っています。

開館時間 …9:00~21:00

休館日 …毎週月曜日(祝祭日の場合は翌日)、毎月最終金曜日(祝祭日の場合は前日)年末年始

学ぶ・楽しむ

助成・支援

産業振興支援制度 – 空き店舗を活用した開業 商業労働課 主査(産業政策担当) ☎0123-24-0116

中心市街地区内の商店街等における空き店舗を活用して開業する場合、店舗賃借料、広告宣伝費、改装費等の一部を補助します。(費用の2分の1以内、上限170万円)

中小企業振興融資制度 商業労働課 商業振興係 ☎0123-24-0598

市内中小企業者等の経営を支援するため、融資制度を設けています。

この融資については、すべて信用保証協会の保証付きとしており、保証料の全額を市が補給します。さらに、融資メニューのうち新規開業支援資金については、融資実行から12カ月間の利子も補給します。

事業者向け助成・支援制度 企業振興課 ☎0123-42-0522

▶ 企業等の立地促進・増設支援

市内の工業団地などに工場等施設の新規の設置や増設等を行う場合、取得資産に係る固定資産税相当額の助成及び雇用の増加に対する助成を行います。

- ※対象業種や投資額、雇用増加に関して一定の要件があります。
- ※固定資産税相当額に係る助成は、2年間ないし3年間。上限2億円。
- ※雇用の増加に対する助成は、1人につき30万円で1回限りを2年間交付。上限3,000万円。

▶ お試しサテライトオフィスの開設

市内でサテライトオフィスの開設を検討している事業者等に対して、お試しサテライトオフィスを最大3か月間無料で提供します。

- ※千歳アルカディア・プラザ1階のオフィス(約25㎡)
- ※利用にあたっては、一定の審査があります。

▶ サテライトオフィス賃料の補助

リモートワークを推進するために地方への移転や分散を目的に千歳市内にオフィスを設置する事業者等に対し、オフィスの賃料を補助します。

- ※道外に本社を置き、千歳市内に初めてオフィスを構える場合に限ります。
- ※補助率1/2(上限10万円/月)。事業を開始した月から1年間。(予算の範囲内)

千歳市工業等振興条例に基づく助成措置 企業振興課 ☎0123-42-0522

千歳市工業等振興条例に基づいて市内の工業団地などに工場等施設の新規の設置や増設等を行った時に、定められた要件(業種や投資額など)に該当すれば助成を受けることができる制度です。

区分		対象工事等	対象地区	対象要件	助成内容
投資額に対する助成	新設増設	ア 製造業工場・施設 イ 物流施設 ウ 自然科学に関する試験研究施設等	指定工業団地 指定地区	新設又は増設に伴う投資額2,500万円超	取得資産に係る固定資産税相当額 2年間交付 ※常用雇用の増加数3人以上の場合 3年間交付 (合計限度額2億円)
	設備の更新	エ 情報通信業、コールセンター業等施設 オ 植物工場 カ 地域経済活性化等に寄与する施設		設備の更新に伴う投資額2,500万円超かつ市内操業5年超の中小企業者 ※取得後10年(耐用年数10年超の場合は耐用年数)経過の機械設備等に限る	取得資産に係る固定資産税相当額 2年間交付 (合計限度額2億円)
雇用の増加に対する助成	新設増設	キ 貸工場(ア～カに掲げる工場等に限る)	指定地区	新設又は増設に伴う投資額2,500万円超かつ常用雇用の増加数3人以上	増加となる常用雇用の増加数(6か月以上市内居住者)1人につき30万円で1回限り 2年間交付 (合計限度額3,000万円)
		上記エを除く工場等		賃借施設による新設 常用雇用の増加数10人以上	
開設に対する助成	開設	上記エの工場等	市街化区域	賃借施設での開設 開設時の常用雇用の増加数10人以上	常用雇用の増加数(6か月以上市内居住者)1人につき30万円で1回限り 3年間交付 (賃借料助成との合計限度額1,000万円×3年間) 賃借施設に係る賃借料 100分の50(1万円/月・坪上限)3年間交付 (雇用助成との合計限度額1,000万円×3年間) 研修費用 開設時(1人20万円上限・開設から1年以内) (限度額500万円)

水洗便所改造資金貸付制度

千歳市ではくみ取り便所を水洗便所に改造するために資金貸付を行っています。ただし、法人、新築または建築確認申請を要するような増改築に伴う便所の場合は、貸付の対象になりません。

(詳しくは)水道サービス課(☎23-1707)

議会・選挙

選挙

問 選挙管理委員会事務局

選挙の種類と選挙権

選挙の種類	選挙権	被選挙権
千歳市長選挙	満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上千歳市に住所を有する人	満25歳以上の日本国民
千歳市議会議員選挙	同上	市議会議員の選挙権を有する人で、満25歳以上の人
北海道知事選挙	満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上千歳市に住所を有する人(その人が道内の他の市区町村に住所を移し、3か月にならない場合も含む)	日本国民で満30歳以上の人
北海道議会議員選挙	同上	道議会議員の選挙権を有する人で、満25歳以上の人
衆議院議員選挙	満18歳以上の日本国民	満25歳以上の日本国民
参議院議員選挙	同上	満30歳以上の日本国民

選挙の投票

学校や地域の施設などが投票所になりますので、選挙管理委員会から送られてくる「投票所入場券」で、投票所を確認しましょう。投票所の場所がわからないときは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票所において代理投票(投票所の従事者が代筆します)や点字投票、その他の支援が必要な方は、受付で申し出るか「投票支援カード」を提示してください。投票支援カードは投票所入場券に同封しています。(投票所にも用意しています)

このほか、選挙の投票には次のような方法があります。

▶ 期日前投票

投票日当日の投票が、仕事や学業、冠婚葬祭、行事、旅行などのため困難な場合は、事前に期日前投票所で投票することができます。

▶ 不在者投票

投票日に旅行や出張等で選挙人名簿の登録地以外に滞在されている場合は、滞在先の市区町村で不在者投票をすることができます。

▶ 郵便による不在者投票

身体障害者手帳等をお持ちで一定の障がいがある方などで、選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受けている方は、自宅で郵便による不在者投票をすることができます。

▶ 指定施設での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や施設などに入院、入所中の方は、本人が請求又は病院長等が代理請求することで、その施設において不在者投票をすることができます。

▶ 国外での投票

在外選挙人名簿に登録されており、選挙管理委員会から在外選挙人証の交付を受けている方は、外国にいながら国政選挙に投票することができます。

市議会

問 議会事務局

議会の役割

市議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成され、市の予算や条例などの重要な事項を審議し、決定する機関です。

▶ 議員

議員の数は、条例で定めるように地方自治法で規定されており、千歳市議会は定数を23人としています。

▶ 議決

条例の制定・改正・廃止や予算の決定、決算の認定、契約の締結、財産の取得・処分、副市長・教育長・監査委員などの選任に当たっての同意など市政を進める上で重要な事項は、市議会の議決によって決定します。

▶ 請願・陳情の審査

市議会は請願・陳情を審査し、本会議で採択されたものは、その結果を市長などの執行機関に送ります。

▶ 意見書の提出、決議

公共の利益に関係のある問題について、国や北海道などに意見書を提出したり、市議会としての意見を表明するために決議を行います。

▶ 市政のチェック

本会議における会派代表による代表質問や議員個人による一般質問、また、各委員会において報告を聞き質問を通じて、市政の方針や行政が公平、公正かつ効率的に運営されているかをチェックします。

議会のしくみと運営

市議会には、定例会と必要に応じて開く臨時会があります。定例会は、年4回(おおよそ3月、6月、9月、12月)開催しています。

▶ 本会議

本会議は、議案などを審議し、市議会の最終的な意思を決める機関で、原則として議員定数の半数以上の出席が必要となります。

市長が、議案について提案理由を説明したり、議員が議案や市の仕事について質問したり意見を述べるのも、この本会議となります。

▶ 常任委員会

市の仕事に関する調査や議案、請願などを審査するため、千歳市議会では3つの常任委員会を設置しています。

各常任委員会の委員定数は、総務文教常任委員会が9人、厚生環境常任委員会と産業建設常任委員会が7人です。また、任期は2年間です。

▶ 議会運営委員会

議会運営委員会は、議事の円滑な運営を図るため、会期の決定、議事日程、質疑・討論の人数・発言時間など、議会運営の全般について協議し、意見の調整を図る場として設置しています。

委員定数は10人で、任期は2年間です。

▶ 特別委員会

特別委員会は、複数の常任委員会の所管にまたがる事件や、特別に審査する必要がある重要事件がある場合に、議会の議決により設置(予算特別委員会、決算特別委員会など)します。

特別委員会は、設置するときに必要な委員の人数を選任し、付託した事件の審査が終了すると消滅します。

▶ 請願・陳情

市民の皆さまは、市政に関する意見や要望を文書で直接市議会に提出して、市政に反映させることができます。これを「請願」や「陳情」といいます。

請願書や陳情書の提出は、いつでも議会事務局で受け付けています。請願書は紹介議員1人以上の署名または記名押印が必要ですが、陳情書は必要ありません。

▶ 議会だよりの発行

定例会終了後、議会だよりを全世帯に年4回配布しています。また、議会だよりの表紙に使用する写真やイラスト等を募集しています。

▶ 議会の傍聴

本会議は、一般の方にも公開されていますので、傍聴は自由にできます。

より多くの市民の皆さまに本会議を見ていただけるよう、市議会HPインターネット映像配信やYouTubeにより、本会議の様子をインターネット上に配信しています。次のQRコードからご覧いただけます。



施設ガイド

文化施設

施設名	内容	電話	所在地
図書館	約29万冊の蔵書があり、市内に在住または通勤、通学している方ならどなたでも利用できます。	26-2131	真町2196番地の1
千歳公民館	ステージを備えた大集会室や会議室などがあり、各種団体の活動に利用できます。また、英会話やダンスなどの教室を開催し、趣味や教養を高めるための事業を行っています。	23-2740	真町176番地の3
北ガス文化ホール (千歳市民文化センター)	大ホール(1,275席)、中ホール(412席)ほか、大会議室等のコミュニティ施設を併設しており、市民の芸術文化活動の拠点施設となっています。	26-1151	北栄2丁目2番11号
市民ギャラリー	展示ホールや研修室等があり、創作活動や美術鑑賞など、芸術文化活動に参加できる機会の充実を図っています。また、4階には、市民活動交流センター「ミナクール」があります。	42-5214	千代田町 5丁目7番地の1
青少年会館	青少年の心身の健全な発達と地域青少年活動の振興を図ることを目的として設置しています。青少年であれば、使用者登録をすることにより、無料で利用できます。	23-1945	東雲町1丁目10番地

スポーツ施設

施設名	内容	電話	所在地
総合武道館	アリーナ・剣道場・柔道場・弓道・トレーニング室などを備え、サークル活動や大会に利用できます。	22-2100	あずさ1丁目3-1
ダイナックスアリーナ (スポーツセンター)	アリーナやトレーニング室、屋内ランニングコースで身体を動かすことができ、幼児室ではトランポリンやジャングルジム等を備え遊び場として利用できます。	22-1111	真町176-2
温水プール	競泳用25mプールのほか、ウォータースライダーや流水プールでアトラクションを楽しむことができます。	49-7001	流通3丁目1-9



〈広告〉

生涯スポーツのお手伝い!

公益財団法人

千歳市体育協会

● 主催事業 ●

ちとせホルメンコーレンマーチ

(毎年2月11日に開催)

実行委員会 ☎ 0123-22-4150

千歳 JAL 国際マラソン

(毎年6月の第1日曜日に開催)

実行委員会 ☎ 0123-24-2320

多数のご参加お待ちしております!

千歳市東雲町2丁目34番地6(千歳市西舎内)

☎ (0123)24-2100 FAX 27-1355

HP: <http://www.chitose-taikyo.or.jp>

その他の施設

施設名	内容	電話	所在地
北新コミュニティセンター	体育室や会議室、調理室などを備え、コミュニティ活動やスポーツなどに利用できます。	24-0331	新富2丁目1-21
北信濃コミュニティセンター		24-9922	北信濃864-5
富丘コミュニティセンター		23-5028	富丘4丁目12-16
鉄東コミュニティセンター		24-6151	青葉5丁目8-2
泉沢向陽台コミュニティセンター		28-4266	里美2丁目9-2
祝梅コミュニティセンター		23-4385	弥生2丁目7-10
北桜コミュニティセンター		26-4151	北斗5丁目6-12
花園コミュニティセンター		23-7708	花園4丁目2-5
北コミュニティセンター		24-0908	釜加362-3
中央コミュニティセンター		29-2858	中央539-3
東雲会館	会議室や集会室を備えており、講習会や趣味のサークル活動などに利用できます。	22-4260	東雲町1丁目10
末広会館		23-1946	末広8丁目6-5
労働会館		22-4679	東雲町3丁目1

公園

施設名	内容	電話	所在地
青葉公園	陸上競技場などスポーツ施設のほか、キャンプ場や図書館もあり、夏は水遊び、冬は歩くスキーができる自然豊かな公園です。	24-0696 建設部 都市整備課	真町
遺跡公園	鬼ごっこやボール遊びなど、のびのび走りまわることができる広い原っぱがあり、パークゴルフ場(有料)、バスケットボールコート、遊具などがある公園です。		清流2丁目1番地
メムシ公園	広い芝生や遊具、バーベキュー施設やパークゴルフ場(無料)、スケートボード用施設が併設されているため、子供から大人まで楽しめる公園です。		根志越2121-1
勇舞すこやか公園	長いローラー滑り台や健康遊具、パークゴルフ場(有料)のほか、大きな水路があり、夏は水遊びをすることができる公園です。		桜木3丁目982-2
みどり台公園	小さめの噴水があり、夏は小さな子も安心して水遊びができ、大型のアスレチック施設も併設され、幅広い年齢の子供が楽しめる公園です。		みどり台南2丁目
泉沢自然の森	大自然に囲まれた中に、散策路や小さな小川、遊具があるほか、キャンプもできる公園です。		泉沢
アンカレジパーク	市内で一番大きな木製遊具や複数の健康遊具があるほか、パークゴルフ場(有料)もあります。		青葉丘2018番地41
指宿公園	広い芝生や大きな築山、遊具があるほか、ジョギングコースやパークゴルフ場(有料)がある公園です。		大和4丁目3-17
名水ふれあい公園	ナイベツ川湧水が名水百選に選ばれたことを記念して整備された公園で、ナイベツ川湧水の噴出口を再現した湧水池があり、隣接する内別川沿いには散策路が設けられるなど水に親しむことができます。	24-3284 水道整備課	蘭越4番地



青葉公園



メムシ公園



勇舞すこやか公園



泉沢自然の森



アンカレジパーク



名水ふれあい公園

防災ガイド

災害対策

○ 主な非常持出品と備蓄品リスト

いざというときのために下記リストを参考に、個人の生活スタイルに合わせて準備しましょう。

避難時は
両手が使える
リュックサック
が便利!!

非常時の持ち出し品 (すぐに持ち出せるように、リュックなどにまとめておきましょう。)

- | | |
|-------|---|
| 貴重品 | <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> キャッシュカード <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 預金通帳 <input type="checkbox"/> 印鑑
<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード |
| 非常食 | <input type="checkbox"/> 飲料水(ペットボトル) <input type="checkbox"/> 栄養補助食品 <input type="checkbox"/> 菓子類 |
| 救急医薬品 | <input type="checkbox"/> お薬手帳 <input type="checkbox"/> 持病薬 <input type="checkbox"/> 常備薬(風邪薬・傷薬など) <input type="checkbox"/> ばんそうこう
<input type="checkbox"/> 消毒液 <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 除菌シート |
| 生活用品 | <input type="checkbox"/> 衣類 <input type="checkbox"/> 雨具 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> ティッシュ(ウェット) <input type="checkbox"/> 軍手
<input type="checkbox"/> ライター <input type="checkbox"/> 生理用品 <input type="checkbox"/> スキンケア用品 |
| その他 | <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> 充電器 <input type="checkbox"/> モバイルバッテリー <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> ホイッスル
<input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 筆記用具 |



備蓄品 (最低3日分の準備、できれば7日分の備蓄を心がけましょう。)

- | | |
|--------|---|
| 食料・飲料水 | <input type="checkbox"/> 飲料水(1人1日3リットル) <input type="checkbox"/> インスタント食品やレトルト食品
<input type="checkbox"/> 栄養補助食品 <input type="checkbox"/> 缶詰 |
| 燃料など | <input type="checkbox"/> 卓上コンロ <input type="checkbox"/> ガスボンベ <input type="checkbox"/> 固形燃料 |
| 生活用品 | <input type="checkbox"/> 毛布 <input type="checkbox"/> 寝袋 <input type="checkbox"/> 洗面用具 <input type="checkbox"/> トイレトペーパー <input type="checkbox"/> 携帯トイレ <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ |
| その他 | <input type="checkbox"/> 新聞紙 <input type="checkbox"/> ろうそく <input type="checkbox"/> ガムテープ <input type="checkbox"/> ロープ <input type="checkbox"/> ポリタンク |



赤ちゃんや介護を必要とするお年寄りなどがいる場合は、次のようなものも必要です。

赤ちゃんがいる場合

- | | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ミルク、ほ乳びん | <input type="checkbox"/> バスタオル | <input type="checkbox"/> 消毒剤 |
| <input type="checkbox"/> 離乳食、食器 | <input type="checkbox"/> ガーゼハンカチ | <input type="checkbox"/> 紙おむつ |
| <input type="checkbox"/> お尻拭き | <input type="checkbox"/> 乳幼児用の薬 | <input type="checkbox"/> おんぶひも |
| <input type="checkbox"/> 帽子、防寒着 | <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 | <input type="checkbox"/> 衣類(着替え) |

※各家庭の状況に応じて備えてください。

介護を必要とするお年寄りがいる場合

- | | |
|---|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> おかゆなどの食料品(介護食) | <input type="checkbox"/> 衣類(着替え) |
| <input type="checkbox"/> 障害者手帳、介護保険証など | <input type="checkbox"/> 介護用品 |
| <input type="checkbox"/> 紙おむつ | <input type="checkbox"/> お尻拭き |
| <input type="checkbox"/> 帽子、防寒着 | <input type="checkbox"/> 常備薬 |

※介護の状態などに応じて備えてください。

防災ひとくちメモ

「ローリングストック法」を活用しよう!

普段から使用する食品を多めに備蓄しておき、消費したらその都度補充すれば、常に一定の食品を自宅内に備蓄することができます。これが「ローリングストック法」です。

なお、災害時は冷蔵庫の中の食料から使うことをおすすめします。



防災ひとくちメモ

公衆電話の位置を確認しよう!

携帯電話が繋がらない場合などは、公衆電話を活用しましょう。自宅付近の公衆電話の位置を確認したり、利用するための10円玉を準備しておきましょう。



○ 火災に備える

▶ 住宅防火 いのちを守る10のポイント

災害時における火災は被害を何倍にも大きくしてしまいます。災害時に限らず、日常生活においても火災は発生しやすいので常に気をつけましょう。



! 4つの習慣

- 1 寝たばこは絶対にしない、させない
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない
- 3 こんろを使うときは火のそばを離れない
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

! 6つの対策

- 1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
- 2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する
- 4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
- 5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

○ 住宅用火災警報器の設置・維持・交換

消防法及び条例により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

- 住宅用火災警報器には煙に反応するタイプ(煙式)と、熱に反応するタイプ(熱式)があり、条例で義務付けられている感知器は煙式です(台所では料理の煙などにより誤作動を起こす可能性があるため、熱式にすることができます)。
- 住宅用火災警報器の基本的な取り付け場所は、台所と寝室です。寝室が2階の場合は階段にも設置が必要です。
- 万が一、火災が発生した場合、きちんと住宅用火災警報器が作動できるよう日頃からお手入れと作動確認をし、10年を目安に交換しましょう。



消火器の使い方

- 1 安全ピンに指をかけて上に引き抜きます。
- 2 ホースを外して火元に向けます(できるだけ先端をもつ)。
- 3 レバーを強く握ると消火剤が噴射されるので、煙や炎ではなく、火元に吹き付けます。



注意! 消火のあとも熱が残っていると再発火するおそれがあるので注意しましょう。



注意! 消火器の設置は日の当たる場所や湿気の多い所を避けます。

休日・夜間等の救急診療

▶ 千歳市休日夜間急病センター

電話	所在地
25-6131	東雲町1丁目8番地の1

休日夜間における「急病」の患者さんに対し「応急的な治療・処置を行うため」に開設しています。

当番医のお知らせ

北海道救急医療情報案内センター(24時間受付)

一般電話	携帯・PHS
0120-20-8699	011-221-8699

診療科目から地域を選んで受診できる病院を案内してくれます。

診療時間

▶ 初期(一次)救急外来診療体制

診療科	実施機関	平日	土曜日	日曜日・祝日	年末年始(12/29~1/3)
内科系	休日夜間急病センター	19時~翌朝7時まで	14時~翌朝7時まで	9時~翌朝7時まで	9時~翌朝7時まで
外科系	救急当番医療機関	17時~深夜0時まで	12時~深夜0時まで	9時~深夜0時まで	9時~深夜0時まで

- ・外科系の救急当番医療機関は急きょ変更になることがあります。
- ・救急当番医については、市のホームページと市民カレンダーに掲載しております。(変更が生じた場合は、市のホームページ等でお知らせ致しますので、ご確認願います。)

休日夜間急病センターを受診される方へ

- ・休日夜間急病センターは、内科系初期(一次)救急医療機関のため、小児科専門医はおりませんが、小児についても診療を行っています。
- ・日中から症状がある時は、できるだけ日中の診療時間内にかかりつけ医や専門の医療機関を受診してください。
- ・お薬の処方、基本的に1日分(平日の通常診療が始まるまでの日数分)のみとなります。翌日はできる限り、かかりつけ医師あるいは専門病院などの受診をお願いします。
- ・通常の診察料に時間外や深夜、休日診療の料金が加算されますので、一般の医療機関を診療時間内に受診するよりも自己負担額が割高になります。

▶ 北海道小児救急電話相談

相談電話番号	相談受付時間
011-232-1599または#8000(短縮ダイヤル)※IP電話、ひかり電話からはつながりません。	毎日19時~翌朝8時まで

歯科休日当番医について

- ・日曜・祝日や年末年始の歯科救急診療は、千歳市、恵庭市、北広島市の3市にある歯科医院が協力し、当番制にて行っています。(※あくまでも応急手当の当番であり、定期的な検査や治療については、平日に最寄りのかかりつけの歯科を受診してください。)
- ・歯科休日当番医については、市のホームページと市民カレンダーに掲載しております。

